

Châtellenie im Heiligen Römischen Reich —vom Blickpunkt des Burgzebehörs

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/27687

神聖ローマ帝国におけるシャテルニー——城塞の「付属物」の視角から——

櫻井利夫

目次

- 一 はじめに
- 二 城塞の成立と発展
- 三 シャテルニーを示す用語とその具体的権限
- 四 ドイツにおける付属物の意味
- 五 付属物に関するドイツの学説
- 六 ドイツ、ブルグント、イタリアにおける付属物
- 七 付属物との関連で興味深い都市ローマに関する二つの証書
- 八 主に皇帝フリードリッヒ一世の時代（一一五二—九〇年）の証書
- 九 結び

一 はじめに

筆者はすでに拙著『ドイツ封建社会の構造』（二〇〇八年）において、一一世紀から一三世紀までの時期に、ドイツ王国の中部ライン河流域の三二の城塞について、実態と用語の両側面からフランス型のシャテルニーが存在したことを明らかにすることを試みた。^{〔一〕}この拙著において、筆者は同時にドイツ王国のその他各地域の合計五三の城塞について、その周囲の支配領域が、用語の側面から、やはりフランス型のシャテルニーとして把握できることも主

張した。⁽²⁾ その際に依拠した史料集は主に地方史の証書集であつたために、伝承されている証書の多くが一二〇〇年以降のものであつた。⁽³⁾ したがって、考察はほぼ一二〇〇年以降という中世盛期の後半期に限定されざるをえなかつた。しかし、先ず、中世神聖ローマ帝国の国制史における城塞の意義を可能な限り正確に測定するために、またさらにフランス史との本格的な比較研究のためにも、考察の対象領域をドイツ王国の中部ライン河流域だけではなく、ドイツ王国の全体、さらにドイツ、イタリア、ブルグントの三つの王国から構成される神聖ローマ帝国の全体に拡大する必要があるだけでなく、考察の時代も、中世の貴族城塞が本格的に登場する紀元一〇〇〇年頃にまで遡る必要があると言わざるをえない。

そこで、本稿は、考察の対象とする時代と領域を拡大しつつ、一一世紀から一三世紀までの神聖ローマ帝国の全体にフランス型のシャテルニーが遍く一般的に存在したのではないかということについて、一定の見通しを得るよう試みるものである。また考察の中心的な視角は、城塞の「付属物」に絞られる。なお、神聖ローマ帝国はドイツ、イタリア、ブルグントの三つの王国から構成されたので、本稿はこれら三つの王国を考察の対象とすることになる。

また周知のように、ドイツ王国とイタリア王国が帝国として統合されたのは、皇帝オットー一世が九六二年に皇帝戴冠された時であり、ブルグント王国が帝国に統合されたのは一〇三二年であることも、念のため付記しておきたい。⁽⁴⁾ イタリアとブルグントの両王国について検討対象とされる主な史料は『ドイツ史料集成 Monumenta Germaniae Historica』のうちの『皇帝・国王証書集 Diplomata』であり、ドイツについてはこの Diplomata とその他地方史の証書集 Urkundenbuch が検討の対象となる。⁽⁵⁾

次に、なぜ「付属物」というあまり耳慣れずまた注目に値しないように思われる用語を主な検討対象として取り上げるのか、その理由について述べるならば、この用語は実は、以下の行論でも示されるように、「シャテルニーの存在」という問題に、直接に解明の光を当ててくれる用語ではないかと考えられるためである。言い換えれば、

「付属物」の用語は、その言葉の消極的な響きにもかかわらず、中世ヨーロッパの中央に位置する帝国の政治・国制構造の転換の過程を解き明かす暗号の一つ、ないしこの転換を示す一つの指標となるのではないかという見通しを得られたためにはかならない。このように城塞の「付属物」は無視しえない重要な歴史的意義をもつと思われるにもかかわらず、管見の範囲では、ドイツの歴史学と法制史学の文献において付随的な言及が散見されるに止まり、独自の問題として考察の対象とされてこなかったように思われる。また日本の歴史学と法制史学の文献においては、上掲拙著での付随的な考察を除けば、城塞史研究の遅れという事情も手伝って、そもそもこの問題に関心が向けられることがほとんどなかったように思われる。⁽⁶⁾上掲拙著での城塞の「付属物」に関する考察を、ここで改めて整理すると同時に、引き続き、取立て城塞の「付属物」を独立の問題として取り上げるのは、そのような事情による。したがって、本稿は上掲拙著と不可分の続編をなすものである。

(1) 拙著『ドイツ封建社会の構造』二〇〇八年、特に二一九—二二頁。その城塞名は次の通りである。モンクレール Montclair、レムベルク Leimborg、キェルブルク Kyllburg、マールベルク Marburg、マンターシャイト Manderscheid (上手の城と下手の城)、ブリースカステル Brieskastel、ベルンカステル Bernkastel、フーノルシュタイン Hundstein、コッヘム Cöchem、トライス Treis、コーベルン Koblenz、モンタバウアー Montabaur、ナッサウ Nassau、カウプ Kaub、ミュンツェンベルク Münzenberg、アッゼンハイム Assenheim、ドライアイヘンハイム Dreieichenhain、ケーニヒシュタイン Königstein、バーベンハウゼン Babenhäusen、ハインハウゼン Hainhausen、シュタインハイム Steinheim、エプシュタイン Eppstein、ファルケンシュタイン Falkenstein、ホルムブルク Hornburg、ブラウバッハ Braubach、シュヴァールハイム Schwalheim、シュヴァーブスブルク Schwabsburg、(ニーター) ヴィート Wied、オルブリュック Obtrück、クレーベルク Kleeberg、ホイゼンシュタム Heusenstamm。

(2) 上掲拙著三三—三四頁。その城塞名は次の通りである。北西ドイツ (ライン河下流域) の城塞：ヒュルヒラート Hülchrath、ローテンベルク Rothenberg、シナ Schina、ヴァルデンブルク Waldenburg、アスベル Aspel、ニュルブルク Nürburg、カイザースヴェルト Kaiserswerth、メルス Moers、リートベルク Liedberg。南西ドイツの城塞：ヴァイムプフェン Wimpfen、バルスハイム Balsheim、エーレンシュタイン Ehrenstein、ライヘンベルク Reichenberg。南部ドイツの城塞：シュヴァルベック Schwabach、フリーデブルク Friedeburg、ヴァインツィンゲン Winzingen、ザール

フスベルク Wolsberg, エルムシュタイン Elmstein, ヴァイスロツホ Wiesloch, フォイツベルク Voisberg, ガーリシュタイン Garnstein, ホーホ
 エッパン Hochepan, カステルルート Kaselruth, ホーツェン Bozen のティロール伯アルバートの塔 casamentum, プランデイス Brandis, ケー
 ニゴスベルク Königsberg, ラーフェンシュタイン Ravenstein, 東オーストの城塞, アプバッハ Abbach, ランツフート Landsfut, ローザンハイ
 ヌ Rosenheim, トウロストベルク Trostberg, クーフシュタイン Kufstein, ヴォーベルク Dornberg, リゴトナウ Lichtenau, シェーンプロン Schön-
 brom, ボックスベルク Bocksberg. 中東ドイツの城塞: グリュンベルク Grünberg, フランケンベルク Frankenberg. 中部ドイツの城塞: リー
 ンブルク Liebenburg, ナウムブルク Naumburg, ヴァイデルスブルク Weidelsburg, ヴァイルテンベルク Wildenberg, シヤルテンベルク Scharnberg,
 バッテンブルク Battenburg, ケラーベルク Kellerberg, デューレン Dühren, グライベンシュタイン Gleichenstein, シヤルフエンシュタイン Schar-
 fenstein, ビルケンシュタイン Birkenstein.

- (c) 図 24, Codex Diplomaticus Nassovius, Nassauisches Urkundenbuch, hrg. von Karl Menzel und Wilhelm Sauer, Erster (Einziger) Bd. in 3 Abtheilun-
 gen. Die Urkunden des ehemals kurmainzischen Gebiets, einschließlich der Herrschaften Eppenstein, Königstein und Falkenstein: der Niedergartach-
 Katzenhogen und des kurpfälzischen Amts Caub, bearbeitet von Wilhelm Sauer, Abtheilung 2, Neudruck der Ausgabe 1886, 1969; F. Philippi (hrsg.),
 Siegerer Urkundenbuch, I. Abtheilung bis 1350, Neudruck der Ausgabe Siegen, 1887, Osnabrück: H. Th. Wenner, 1975; Urkundenbuch für die
 Geschichte des gräflichen und freiherrlichen Hauses der Vögte von Hunsstein, hrg. von F. Topfer, I. Bd., 1866, II. Bd., 1867, III. Bd., 1872; Urkunden-
 buch zur Geschichte der jetzt die Preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden mittelrheinischen Territorien, bearb. von Heinrich Beyer,
 Leopold Eltester und Adam Goertz, Bd. I, Neudruck der Ausgabe 1860, 1974, Bd. 2, Neudruck der Ausgabe 1865, 1974, Bd. 3, Neudruck der Ausgabe
 1860, 1974 等の史料集である。

- (4) ブルグント王国は、一三七八年皇帝カール四世がフランス王位の継承者をこの王国の帝国代理職に任命したために、フランスに対して最終
 的に失われた。H. Birsch, Arelat, in: Lexikon des Mittelalters, Bd. I, 1980, Sp. 917.

- (5) 以下本稿では、以下のように史料集と文庫の表記の統一を行う。

CDN II: Codex Diplomaticus Nassovius, Nassauisches Urkundenbuch, hrg. von Karl Menzel und Wilhelm Sauer, Erster (Einziger) Bd. in 3 Abtheilungen.
 Die Urkunden des ehemals kurmainzischen Gebiets, einschließlich der Herrschaften Eppenstein, Königstein und Falkenstein; der Niedergartach-
 Katzenhogen und des kurpfälzischen Amts Caub, bearbeitet von Wilhelm Sauer, Abtheilung 2, Neudruck der Ausgabe 1886, 1969.

CRM III: Codex Diplomaticus Rheno-Mosellanus, Urkunden-Sammlung zur Geschichte der Rhein- und Mosellande, der Nähe- und Abgegend und des
 Hunsrückens, des Meinfeldes und der Eifel, hrg. von Wilhelm Günther, III. Theil: Urkunden des XIV. Jahrhunderts, 1824.

K. Lamprecht, DWL III: Deutsches Wirtschaftsleben im Mittelalter, Untersuchungen über die Entwicklung der materiellen Kultur des platten Landes auf

- Grund der Quellen zunächst des Mosellandes, hrsg. von K. Lamprecht, unveränderter Neudruck der Ausgabe 1885-86, 1960, III. Quellensammlung.
- MGH DD : Monumenta Germaniae Historica : Burgund-Rudolf : Regnum Burgundiae e stirpe Rudolfina Diplomata et Acta : Die Urkunden der Burgundischen Rudolfinger, bearb. von Theodor Schieffer unter Mitwirkung von Hans Eberhard Mayer, Unveränderter Nachdruck 1983, 1977.
- DH. II. : Diplomata regum et imperatorum Germaniae : tomus III. Heinrici II. et Arduini Diplomata : Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, 3. Bd. : Die Urkunden Heinrichs II. und Arduins, hrsg. von H. Bresslau, 1900-1903.
- DK. II. : Diplomata regum et imperatorum Germaniae : Tomus IV : Conradi II. Diplomata, Unveränderter Nachdruck der 1909 erschienenen Ausgabe, hrsg. von H. Bresslau, 1980.
- DF. I. : Diplomata Regum et Imperatorum Germaniae, Tomus X. Pars I : Friderici I. Diplomata : Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, Die Urkunden Friedrichs I., bearb. von Heinrich Appelt, 1975 ; Pars II : Friderici I. Diplomata : Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, Die Urkunden Friedrichs I., bearb. von Heinrich Appelt, 1979 ; Pars III : Friderici I. Diplomata : Die Urkunden Friedrichs I., bearbeitet von Heinrich Appelt, 1985 ; Pars IV : Friderici I. Diplomata : Die Urkunden der deutschen Könige und Kaiser, Die Urkunden Friedrichs I., bearb. von Heinrich Appelt, 1990.
- DF. II. : Diplomata regum et imperatorum Germaniae, Tomus XIV Pars I : Friedrichs II. Diplomata : 14. Bd. I. Teil : Die Urkunden Friedrichs II. 1198-1212, bearbeitet von Walter Koch, 2002 ; Pars II : Friedrichs II. Diplomata : 14. Bd. II. Teil : Die Urkunden Friedrichs II. 1198-1212, bearbeitet von Walter Koch, 2007.
- DD.H.R. und W. : Diplomata regum et imperatorum Germaniae, Tomus XVIII, Pars I. Heinrici Rasponis et Wilhelmi de Hollandia Diplomata : 18. Teil I. Die Urkunden Heinrich Raspes und Wilhelm von Holland, bearbeitet von Dieter Hägermann und Jaap G. Kruisheer, 1989.
- MRUB I, II, III : Urkundenbuch zur Geschichte der jetzt die Preussischen Regierungsbezirke Coblenz und Trier bildenden mittelrheinischen Territorien, bearb. von Heinrich Beyer, Leopold Eltester und Adam Goerz, Bd. 1, Neudruck der Ausgabe 1860, 1974, Bd. 2, Neudruck der Ausgabe 1865, 1974, Bd. 3, Neudruck der Ausgabe 1860, 1974.
- F. Töpfer I, II, III : Urkundenbuch für die Geschichte des gräflichen und freiherrlichen Hauses der Vögte von Hunolstein, hrsg. von F. Töpfer I. Bd., 1866, II. Bd., 1867, III. Bd., 1872.
- Burgen in Mitteleuropa, Bd. I und Bd. II : Burgen in Mitteleuropa. Ein Handbuch, Bd. I. Bauformen und Entwicklung, Bd. II. Geschichte und Burgenlandschaften, hrsg. von der Deutschen Burgenvereinigung e. V. durch Horst Wolfgang Böhme usw., 1999.
- H-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg : H-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg in Südwestdeutschland, in : Zeitschrift für die Geschichte des Oberrheins, Neue Folge, Bd. 117, 1969.

H.-M. Maurer, Rechtsverhältnisse der hochmittelalterlichen Adelsburg : H.-M. Maurer, Rechtsverhältnisse der hochmittelalterlichen Adelsburg vornehmlich in Südwestdeutschland, in : Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung II (Vorträge und Forschungen, hrg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte Bd. 19, Teil II), hrg. von H. Patze, 1976.

H. Ebnor, Die Burg als Forschungsproblem : H. Ebnor, Die Burg als Forschungsproblem mittelalterlicher Verfassungsgeschichte, in : Die Burgen im deutschen Sprachraum. Ihre rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung I (Vorträge und Forschungen, hrg. vom Konstanzer Arbeitskreis für mittelalterliche Geschichte, Bd. 19, Teil I), hrg. von H. Patze, 1976.

K.-F. Krieger, Burg C.I. : Deutschland : K.-F. Krieger, Burg C.I. : Deutschland (I) Allgemeine rechts- und verfassungsgeschichtliche Bedeutung, in : Lexikon des Mittelalters, Bd. II, 1983.

H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II : H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter, Bd. II : Familie, Sippe und Geschlecht, Haus und Hof, Dorf und Mark, Burg, Pfalz und Königshof, Stadt, 2., verb. Aufl., 1992, S. 102 (十葉・浅野・五十嵐・小倉・佐久間訳「西欧中世史事典—国制と社会組織—」一九九七年).

HRG I, II, III, IV, V : Handwörterbuch zur Deutschen Rechtsgeschichte, hrg. von Adalbert Erler und Ekkehard Kaufmann, I. Bd., 1971, II. Bd., 1978, III. Bd., 1984, IV. Bd., 1990, V. Bd., 1998.

(6) 城塞の「付属物」に関し、上掲拙著七、二〇—二二、二六、四—四四、四六、五—五四、六〇、七八—八一、八六、九—一九三、一〇三、一一—一三、一一五—一六、一二〇、一二三—一二五、一三八、一三〇—一三二、一三六—一三八、一四—一六、一四六—一五三、一五八—一六二、一六七—一八、一七五—一八、一七八—一八〇、一九九、二〇三、二〇九、二二五—二六、二二〇、二二—二四、二三八—二三、二二九、二四—二六、二四九—二五〇、二五五—二七、二六六、二七〇—二八〇、二八八—二八九、二九七—九、三〇—一七、三一一—三、三二—一七、三二九—一三三、三三六—七、三三五—九、三四六—七、三五五—七頁を参照。

二 城塞の成立と発展

ここでは、神聖ローマ帝国の圧倒的に主要な部分を構成したドイツ王国を中心として、城塞の成立と歴史的な発展を概観しておきたい。古来、城塞を建設しまたはその建設を承認する権利(築城権)は、王権によってレガリア

regalia (国王留保権) として要求された。⁽¹⁾ ドイツ王権は最初から、貴族による城塞建設を統制下に置くことがほとんどできなかった。大公、辺境伯、及び後にはさらにグラーフ (伯) は国王からの委任によって官職任務の枠内で築城高権を行使したのに加えて、すでに極めて古くから、無数の貴族領主が国王による明示的な承認を得ずに独断で自分の自由財産の上に城塞を建設していた。⁽²⁾

一〇世紀までの城塞は、何よりも先ず、丘陵や沼沢地のような天然の要害に位置し木材と土で建造された大規模城塞であり、⁽³⁾ 敵による襲撃等の緊急時に周辺の住民を収容する避難城塞・民衆城塞であった。⁽⁴⁾ この時期の城塞は外敵や国内の政敵に対する軍事行動の根拠地であり、また面積は一―一〇haと大きな規模のものであったが、一般にこのような城塞は城主が継続的に住む住居ではなく、時折利用されるに止まるものであった。⁽⁵⁾ 一世紀まで、通常、領主の住居は城塞ではなく、村落 (平地) に位置する領主館 *Herenhof* であった。⁽⁶⁾ 城塞は一つの中心的領主館や副次的領主館、所領、及び森林等と共に、より大きなグルントヘルシャフト *Grundherrschaft* (荘園) に属しその構成要素であった。⁽⁷⁾ したがって、一〇世紀までの城塞はいまだ支配の中心ではなかった。

しかし九・一〇世紀に貴族フューデが猖獗を極めたという事情に加えて、九世紀後半期のノルマン人や一〇世紀のハンガリア人のような外敵の侵入による脅威に対して安全を確保する必要により、貴族は住居に強力な防備を具える必要に迫られるに至り、従来の防衛困難なグルントヘルシャフトの住居 (領主館) を去り、防衛に適した丘陵の上の新しい住居用の城塞に移転するという方法を採用した。⁽⁸⁾ ただし総じて、このような住居用の城塞は高く聳え立っていたのではなく、建設に費やされた費用もごく小額であったために、以前の住居と異なるところがなく、しばしば丘陵の上に移し変えられた領主館といつてよい程度のものであった。⁽⁹⁾

これに続く一一世紀から一三世紀が中世の城塞の最盛期であり、特に一二世紀と一三世紀が中世の城塞建設の「古典期」と呼ばれる。⁽¹¹⁾ この時期の中で最も城塞建設が活発に行われたのは、ザーリアー王朝の皇帝ハインリッヒ四世

(在位一〇五六—一一〇六年)の未成年期に王権が弱体化した時期(一〇五六—一〇六五年)⁽¹²⁾、その直後の司教叙任権闘争の動乱期(一一〇七—一一二二年)⁽¹³⁾、シュタウフェン家の国王フィリップ・フォン・シュヴァーベン(在位一一九八—一二〇八年)とヴェルフエン家のオットー・フォン・ブラウンシュヴァイク(国王としてはオットー四世、在位一一九八—一二一八年)の二重選挙に伴って生じた王権の危機の時期、最後にシュタウフェン王朝断絶後の大空位時代(一二五四—一七三三年)⁽¹⁵⁾である。この間、一二世紀末期までは、上述のように、国王と帝国諸侯(大公、辺境伯、司教)、グラーフ(伯)⁽¹⁶⁾のごとき高級貴族が城塞建設者として現れるが、一三世紀以後下級貴族とミニステリアル(家人)もまた専断的に城塞建設を行うようになった。

一一世紀初め以降、それ以前の大規模な避難城塞・民衆城塞と明確に異なつて、圧倒的大多数の城塞が、丘陵に位置し〇・〇四—〇・三haの面積の小規模なものとなり、さらに注目すべきことに、建設材料も最早土や木材ではなく、石や煉瓦へと変つていった。⁽¹⁸⁾また城塞は防備堅固な軍事建造物の外観を示すと同時に、堂々と威信を顯示するような外観を呈するものとなった。⁽¹⁹⁾城塞のこのような特色は、主塔(ベルクフリートBergfried)、居館、礼拝堂、内庭、城門、跳ね橋、環状囲壁(城壁)、鋸壁、城壁の上の銃眼を具えた巡視路であつた。これらの建造物から構成される城塞が、以後中世盛期と中世後期の城塞の典型的な形となる。⁽²⁰⁾それ以前の大規模な環状城塞から中世盛期・後期の堅固な小規模城塞への移行は全ヨーロッパ的な現象である。ただし、イタリアとブルグントにおいて、城塞の発展はドイツと少し違う様相を示している。

イタリアでは、castrum または castellum の概念は、一般に、貴族の防備を具えた城塞を表すのではなく、常に防備を施された様々な大きさの継続的な定住地を表す。またこの定住地の城壁の内部には、しばしば、領主の住居つまり城塞があつた。⁽²¹⁾このような貴族の城塞はラテン語で rocca と呼ばれた。以下本稿では、このような貴族の城塞 rocca を取り込んだ castrum または castellum の意味での城塞が取り上げられる。また castrum または castellum は、

本来的に定住地を含む城塞であるから、「城塞管区」と呼ぶことができる。この「城塞管区」の意味での城塞は、一〇世紀の第一四半期から一二世紀までの時期に大量に建設された。⁽²⁴⁾

ブルグントは一〇世紀中葉に高地ブルグント Hochburgund と低地ブルグント Niederburgund の統合から生まれた王国である。ブルグント王国は一二世紀以後はアルル Arles 王国とも呼ばれ、また低地ブルグントはプロヴァンス Provence 王国と呼ばれた。⁽²⁵⁾ これらのことは、ブルグント王国がフランス南東部に位置し、したがってこの王国の城塞の発展が南フランスの城塞の発展に類似していたことを示すものといつてよい。とするならば、ブルグント王国では、フランスと同様に、ドイツよりもすではは一世紀早く一〇世紀中葉に城塞建設が活発に行われると同時に、シャテルニーの形成もまた始まったことになる。⁽²⁷⁾

したがって、念のために言えば、一一世紀以降の時期に、ドイツ、イタリア、ブルグントのいずれの王国についても、城塞を研究対象として取り上げてよいことになる。

- (1) H.-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 315, 329f.; Ders., Rechtsverhältnisse der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 89; H. Eber, Die Burg als Forschungsproblem, S. 43; K.-F. Krieger, Burg C.I., Deutschland, Sp. 965.
- (2) H. Eber, Die Burg als Forschungsproblem, S. 43; H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter, Bd. II, S. 102 [上掲千葉外訳「一一三頁」]。
- (3) H. Eber, Die Burg als Forschungsproblem, S. 17 f.; H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 119 [上掲千葉外訳「一一八頁。ただし訳文は筆者による。以下同様」]。
- (4) H.-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 303, 330; H. Eber, Die Burg als Forschungsproblem, S. 17 f.; H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 91 f., 125 [上掲千葉外訳「一〇三」「一一三頁」]; Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 38 (rechts).
- (5) H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 88 [上掲千葉外訳「一〇〇頁」]; Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 38 (rechts), 55 (links).

(6) H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 101 f.〔上掲十葉外訳 一二三頁上段〕; Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 56 (rechts) -57 (links und rechts).

(7) Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 56 (links).

(8) Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 57 (rechts)-58 (links).

(9) Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 61 (links und rechts).

(10) H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 104 〔上掲十葉外訳 一二五頁上段〕

(11) Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 83 (rechts).

(12) H.-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 319 ff.; M. Grotten, Die Stunde der Burgherren, S. 97, 100. <ヘンリック・グロテンの著の王權の無力化について 図や註 H. Mittels, Der Staat des hohen Mittelalters, 9. Aufl., 1974, S. 193 f.を參照>

(13) H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem, S. 20.

(14) Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 83 (rechts), 86 (links); H.-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 331.

(15) H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem, S. 20.

(16) Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 77 (links), 84 (rechts), S. 86 (links); H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 101 ff.〔上掲十葉外訳 一二三頁上段—上段〕.

(17) Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 55, 75 (links); H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem, S. 18.

(18) Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 75 (rechts); H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem, S. 18; H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 120, 123 〔上掲十葉外訳 一二三八頁下段 一二三三頁上段〕.

(19) H.-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 330; H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem, S. 19, 77, 80; H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 120, 125 〔上掲十葉外訳 一二三八頁上段 一二三三頁上段〕. Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 61 (rechts), 69 (rechts), 75 (rechts).

(20) H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 83, 120f. 〔上掲十葉外訳 一九六頁上段 一二一九頁上段〕.

(21) Ebenda.

(22) Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 55 (links); H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem, S. 18 f.; M. Bischnau, Burg und Adel in Tirol zwischen 1050 und 1300. Grundlagen zu ihrer Forschung. Österreichische Akademie der Wissenschaften. Philosophisch-historische Klasse. Sitzungsberichte. 403 Band (Mitteilungen der Kommission für Burgenforschung und Mittelalterarchäologie, Sonderband I), 1983, S. 15 f.

- (23) P. Toubert, Burg C. Europäische Entwicklung nach Ländern und Regionen unter besonderer Berücksichtigung der Rechts- und Verfassungsgeschichte. III. Italien, in : *Lexikon des Mittelalters* II, 1983, Sp. 973.
- (24) Ebenda.
- (25) H. Bisch, Arelat, in : *Lexikon des Mittelalters* I, 1980, Sp. 916 ; K. F. Werner, Burgund, in : *Lexikon des Mittelalters* II, 1983, Sp. 1061 ff.
- (26) K. F. Werner, Burgund, in : *Lexikon des Mittelalters* II, Sp. 1061 ff.
- (27) A. Debord, Burg C. Europäische Entwicklung nach Ländern und Regionen unter besonderer Berücksichtigung der Rechts- und Verfassungsgeschichte. IV. Frankreich, in : *Lexikon des Mittelalters* II, Sp. 977 ; R. Fossier, Kastellanei, in : *Lexikon des Mittelalters* V, 1991, Sp. 1026.

三 シャテルニーを示す用語とその具体的権限

先ず、第一節で言及した中部ライン河流域とドイツのその他各地域の諸城塞について、筆者により明らかにされたシャテルニーを示す用語は次の通りである。

ラテン語 : *castellania* [シャテルニー]、*districtus* [罰令区、裁判区]、*dominium* [支配領域]、*bannus* [罰令区]、*bannus et districtus* [罰令区と裁判区]、*circuitus* (周辺領域、区域)、*custodia* [保護区]、*iurisdiclio* (*iurisdiclio*、*iurisdic-tiones*) [裁判区]、*terra* [支配領域]、*territorium* [支配領域、罰令区]、*attinentia* [付属物]、*appendicia* (*appenditia*) [付属物]、*jus et appendicia* (権利と付属物)、*appendicia et pertinentia* [付属物と付帯物]、*pertinentia* [付属物、付帯物] 等。

フランス語 : *chaterie / chaterleirie* [シャテルニー]、*apptenances* [付属物]、*apptenances* [付属物] 等。

次に、フランスのシャテルニーを示す用語は以下の通りである。

ラテン語 : *castellaria* (シャテルニー)、*castellania* (シャテルニー)、*territorium* (支配領域、罰令区)、*potestas* (命令圏域)、*districtus* (罰令区、裁判区)、*circuitus* (周辺領域、区域)、*bannus* (罰令区)、*salvamentum* (保護区)、*mandamentum* (命令圏域)、*dominium* (支配領域)、*custodia* (保護区)、*iurisdiclio* (裁判区)、*pertinentia* (付属物) 等。

フランス語：châtellenie¹ pôté (potestasと同義)²、déroit (districusと同義)³、sauvement (salvamentumと同義)⁴、mandement (mandamentumと同義)⁵、ban (bannusと同義) 等。

さらに、「付属物」を示す用語、つまりラテン語の pertinentia⁶、フランス語の appartenances 等の用語もまた、フランスのシャテルニーとして理解されるべきことが明らかにされている。⁽³⁾

したがって、中部ライン河流域を始めとするドイツの各地域の諸城塞のシャテルニーを表現する用語と、フランスのシャテルニーを表現する用語は、ほぼ相互に対応し、ほとんど同一であるとさえ結論することができ。本稿で特に中心的な問題として取り上げる「付属物」を指し示す用語は、ドイツとフランスいずれの国の城塞のシャテルニーをも表現すると解釈されるものといわなければならない。

次に、これもすでに上掲拙著で確認したように、ドイツのシャテルニーとフランスのシャテルニーはいずれも、次のような同様の具体的権限を内容とする。⁽⁴⁾ (一) 荘園領主権 (グルントヘルシャフト)、(二) 軍事罰令権、つまり軍隊動員権と城塞夫役要求権、⁽⁵⁾ (三) 裁判権、つまり流血裁判権の意味での高級裁判権、または下級裁判権、(四) 保護権力、(五) 森林・牧場・河川利用権がそれである。

このように見てくるならば、ドイツのシャテルニーとフランスのシャテルニーは、これを表現する用語と具体的な権限内容の両側面から、ほぼ同質的なものであると結論してよいことになる。

(1) 上掲拙著、三三三—三三五頁。城塞名については、第一節註(1)と(2)を参照。

(2) G. Duby, *La société au XI^e et XII^e siècle dans la région mâconnaise*, S. 206 n. 1, p. 218 n. 3, S. 329, 449; R. Bourriche, *Seigneurie et féodalité, L'apogée (XI^e-XII^e siècles)*, S. 267; G. Fournier, *Seigneurie et féodalité au Moyen Age*, S. 92 [神戸大学西洋経済史研究室訳「封建制・領主制とは何か」一九八二年「一一〇頁以下」]; J. Richard, *Châteaux, châtellains et vassaux en Bourgogne au XI^e-XII^e siècles*, S. 437, 443, 445, 447; A. Debord, *Burg*, Sp. 977; R. Fossier, *Kastellanei*, Sp. 1036; Fr. Olivier-Martin, *Histoire du droit français*, S. 132 [鳩浩訳「フランス法制史概説」一九八六年「二〇二頁」] 本

村尚三郎「フランス封建制の成立——十一世紀における城主支配圏・バン領主権支配圏の形成——」、『法制史研究』、一九五八年、所収、一二八頁及び同所註一〇〇—八、一四七頁及び同所註一六〇—六、同「大陸封建社会——古典的封建制の成立」、『岩波講座 世界歴史7 中世1』、一九六九年、所収、三四八頁、堀浩「ボアトゥ伯領の統治構造史（九—十二世紀）——ガロー教授の所説をたどって——」、『服藤弘司・小山貞夫編『法と権力の史的考察——世良教授還暦記念——』、所収、二六四頁、井上泰男「ヨーロッパ封建社会論」、木村尚三郎他編集『中世史講座 封建社会編』、一九八五年、所収、二〇三頁。

(3) 上掲拙著、四一頁以下、五二頁以下、七八頁以下、八六、九二—九三、一〇三、一一三、一三七—九、一四七—九、一五二、一五九、一六二、一七八—九、二二九、二四一—三、二四五—六、二五七、二八〇—一、二八九—九〇、二九五—九、三〇三—七、三一—三、三二六—八、三三六頁を参照。

(4) 上掲拙著三二八—三三三頁。

(5) 以下の諸権利に関し、G. Duby, *La société au XI^e et XII^e siècle dans la région mâconnaise*, 1953, S. 108, 166, 226, S. 322 ff. を参照。城主の諸権利に關して、外に例えば、R. Fossier, *Kastellanei*, Sp. 1037 f. を参照。

四 ドイツ王国における付属物の意味

手始めに、筆者がこれまで主な考察の対象としてきたドイツ王国のライン河中流域の城塞を例として取り上げつつ、改めて付属物の意味について考察してみたい。

【史料一】ナッサウ城塞をヴォルムス教会がトリール教会に譲渡した一一五八年の契約：「そのすべての付属物〔*appendicia*〕と共に、つまり既耕地並びに未耕地、牧草、野原、牧場、葡萄畑、平坦な土地、森、湖沼、水流、男性女性の非自由人、収益並びに収入と共に、あるいは同財産に属するすべての利益と共に、すべてのアイゲンと用益権によつて保持されかつ所有されるべきものとして…… *cum omnibus appendiciis suis, terris cultis, et incultis, pratis, campis, pascuis, vineis, arvis, silvis, aquis, aquarumve decursibus, utriusque sexus mancipiis, exitibus et redditibus, seu cum*

omni utilitate ad idem predium pertinente? [γδ] omni proprietatis iure et usu habendam et possidendam」(傍線＝筆者)。(1)

傍線部「そのすべての付属物 [appendicia] と共に、つまり」の部分が表示するように、「付属物」とは、この記述に続く既耕地並びに未耕地以下の支配権的諸権利を意味することが分かる。

【史料二】帝国ミニステリアーレ、フォン・ファルケンシュタイン＝ミュンツェンベルク von Falkenstein-Münzenberg の四つの城塞に関する一二八六年の証書：「ミュンツェンベルク [城塞]、アッセンハイム [城塞]、ドライアイヘンハイム [城塞]、及びケーニヒシュタイン [城塞] の支配領域 [dominium] ……における遺産を、すべての付属物 [attinentia]、すなわち従属民、家臣、牧草地、既耕地と未耕地、都市、森、湖沼と水流、及び上述の城塞のすべての付属物 [attinentia] と共に hereditatem …… in dominio Muentzenberg, Assenheim, Hagen et Koenigstein cum omnibus attinentiis, videlicet hominibus, vasallis, pratis, agris, cultis et incultis, villis, nemoribus, aquis aquarumque decursibus et omnibus predictis munitionibus attinentiis」(傍線＝筆者)。(2)

この証書でも傍線部「すべての付属物 [attinentia]、すなわち」の文言から、「付属物」とは従属民、家臣、牧草地以下の支配権的諸権利を意味すると同時に、支配領域 [dominium] を構成することが読み取れる。

【史料三】同じフォン・ファルケンシュタイン＝ミュンツェンベルクの右の四つの城塞と、さらにもう一つバーベンハウゼン城塞に関する一二九〇年の証書：「遺産のうち我々に帰属するミュンツェンベルク、アッセンハイム、ドライアイヘンハイム、ケーニヒシュタイン及びバーベンハウゼンの支配領域 [dominium] の持分を、(A) すべての付属物 [attinentia] と共に、すなわちミニステリアーレン、家臣、従属民、村落、森、森林、牧草地、牧場、湖沼と水流、権利、裁判権 (区) [iurisdictiones]、教会保護権、(B) つまり要するに上述の城塞に付属するす

ていふの〔omnia attinentia〕……と共に partem hereditatis nos contingens domini Minzenberg, Assenheim, Hagen, Kungestein et Babenhusen cum omnibus suis attinentiis, videlicet ministerialibus, fasallis, hominibus, villis, nemoribus, silvis, pratis, pascuis, aquis aquarumque decusibus, iuribus, iurisdictionibus, iure patronatus ecclesiarum et breviter omnibus prefatis munitionibus attinentibus〕(傍線＝筆者)。(3)

この証書では、下線部(A)に加えて、さらに傍線部(B)「つまり要するに上述の城塞に付属するすべてのもの」という記述から、「付属物」とは、ミニステリアーレン、家臣に対する支配権、裁判権(区)〔iurisdictiones〕等の支配権の諸権利を意味することが、極めて明確に明らかになる。

【史料四】フーノルシュタイン城塞に関する一二九六年の証書：「我々のフーノルシュタイン城塞を、同城塞に属する城臣及び家臣と共に、またそのすべての権利及び付属物〔appendicia〕と共に、かつあらゆる権力及び「支配権(支配領域)〔dominium〕と共に」castrum nostrum Humolsten cum castrensis et fidelibus ad ipsum spectantibus nec non cum omnibus iuribus et appendiciis suis ac cum omni iure et dominio」(傍線＝筆者)。(4)

この証書でも、傍線部から「付属物」とは「支配権(支配領域)〔dominium〕と同一視されていたことになる」。このフーノルシュタイン城塞については、ほかに明確に「フーノルシュタインのシャテルニー」〔la chateleerie de Hanaupiere〕ないし〔la chateleerie de Hanaupiere〕の用語が検出される。したがって、この城塞の例から、dominium(支配領域)＝appendicia(付属物)＝chateleerie / chateleerie(シャテルニー)の等式が得られる。(5)

【史料五】「ニーター」ヴィート城塞とオルブリュック城塞に関する一二四九年の証書：「その付属物〔pertinentia〕、すなわち支配領域〔dominia〕、裁判権〔iurisdictiones〕、裁判区〔iudicia〕、封臣、ミニステリアーレン、城臣、従属

民、権利、教会保護權、既耕地並びに未耕地、十分の一税、地代、収入、牧草、牧場、森林、河川湖沼、水流、魚業權、またその他すべての權利及びレントと共に cum suis pertinentiis videlicet dominiis jurisdictionibus iudiciis vasallis ministerialibus castrensibus hominibus iuribus patronatus agris cultis et incultis decimis censibus obventionibus pratis pas-
cuis nemoribus aquis aquarum decursibus piscationibus ceterisque iuribus et redditibus quibuscunque」(傍線＝筆者⁽⁸⁾)。

この証書は「付屬物」の詳細な記述を行っており、極めて参考になる有益な証書であるが、いずれにしても、「付屬物」とは、「すなわち」以下に記述された支配領域「dominia」(dominium, sing.)、裁判權「jurisdictiones」(iurisdictio, sing.)、裁判区「judicia」(iudicium, sing.)等の紛れもない支配權的諸權利からなる統合体であることを、極めて鮮明に物語っている。

次に、ライン河中流域以外の地域の二つの城塞の例を見てみたい。先ず、南東ドイツのボックスベルク城塞に関する三通の証書である。

(a) 【史料六】一二八七年一月一日の証書：「ボックスベルク城塞と同地の城外町を……そのすべての収入、裁判所、裁判權、收益、葡萄畑、耕地、農場、牧草、牧場、森、林、水車、漁場、養魚池、湖沼、水流、川、小川、道路、道路のないところ、利益と利益でないもの、及びその他いかなる名前でも記されるのであれ、すべての權利及び付屬物 [pertinentia] と共に castrum Bockesperg et suburbium ibidem, …… cum omnibus proventibus, iudicio, iurisdictione, redditibus, vineis, agris, ortis, pratis, pascuis, siluis, nemoribus, molendino, piscationibus, piscinis, aquis, aquarum decursibus, riuis, riualis, viis, innuis, quesitis et non quesitis aliisque omnibus iuribus et pertinentiis suis, quocunque nomine⁽⁹⁾ censcantur」。

この証書では、城塞に付屬する支配權的諸權利が網羅的に記述されているだけでなく、さらにこの城塞のシャテル

ニーを示す *judicium* (裁判区) と *jurisdicio* (裁判区) の用語も現れる。このことも、付属物 [*pertinentia*] の用語がシャテルニーとして理解されるべきことを物語っている。

(b) 【史料七】翌一月二日の第一の証書：「ボックスベルク城塞を、同城塞に付属しこの贈与に関して作成された別の証書でより詳細に明示されたある一定の財産と共に *castrum Bockesberg cum quibusdam certis bonis, eidem castro attinentibus, que in alio instrumento super ipsa donacione confecto plenius sunt declarata*」(傍線＝筆者)。⁽¹⁷⁾

(c) 【史料八】一月二日の第二の証書：「ボックスベルク城塞を、同城塞に付属しこの授封に関して作成された別の証書でより詳細に記述されたある一定の財産と共に *castrum Bockisberg cum quibusdam certis bonis, eidem castro attinentibus, que in alio instrumento super ipsa donacione confecto plenius sunt expressa*」(傍線＝筆者)。⁽¹⁷⁾

一月二日の (b) と (c) 二つの証書を一月一日の証書 (a) と照らし合わせるならば、一月一日の証書 (a) は、城塞に付属する支配権の諸権利に関する記述の点で、一月二日の証書と比べて「より詳細に明示された」証書、ないし「より詳細に記述された」証書であることになる。つまり、単に「城塞を付属物と共に」ないしこれに類似の書き方は、城塞に付属する様々な支配権の諸権利を簡略化した書き方なのである。換言すれば、「付属物」の用語それ自体が、城塞に付属する支配権の諸権利を意味するのである。城塞に係わる契約の当事者たちにとっては、恐らく支配権の諸権利を個別具体的に列挙しなくとも、何が城塞に付属する支配権の諸権利であるか予め知られている場合には、あるいは念のため特に個別具体的に列挙する必要がない場合には、「付属物」を個別具体的に、つまり詳細に列挙することをせず、単に「城塞を付属物と共に」ないしこれに類似の書き方で済ませたものといわな

ければならない。要するに、この例もまた、たとえ史料上単に「城塞を付属物と共に」と書かれているとしても、この場合の「付属物」とは、城塞の周囲に横たわる支配権の諸権利の集積、ないしシャテルニ¹⁾として把握されるべきことを示している。

【史料九】北西ドイツ（ライン河下流域）のニムヴェーゲン（ナイメーヘン）城塞に関する一二四八年の証書²⁾国王
ヴィルヘルム・フォン・ホラント Wilhelm von Holland がゲルデルン伯オットー Graf Otto von Geldern にこの城塞
を質入した証書³⁾。「……ニムヴェーゲン（ナイメーヘン）と呼ばれる城塞を、あるいは貴族、家臣、ミニステリ
アーレン（家人）、城塞居住民、非自由人、被解放者という人間、耕地、森林、牧草、河川湖沼、牧場、漁場に関
して、あるいはそのみならず当「支配領域（支配権）」[dominium] からのすべての収益に関して、当城塞に付属
しかつ付属することが知られているあらゆる「支配領域（支配権）」[dominium] と共に、朕は質入しただけでな
く……。さらに、もし上記の伯が息子を遺さずあらゆる肉の道を辿るならば、当城塞は上記の形のそのすべて
の付属物と共に、獲得されるべきものとしてその年長の娘に帰属すべきことを付言する *castrum quod vocatur Novi-*
magium, cum omni dominio, quod eidem castro attinet et dinoscitur attinere, tum in hominibus nobilibus, fidelibus, ministe-
rialibus, oppidanis, servis, manumissis, agris, nemoribus, pratis, aquis, pascuis, piscationibus, tum in provenitibus etiam uni-
versis eiusdem domini, non solum obligavimus.... Adicimus etiam quod, si dictus comes vian universe carnis sine filio in-
greditur, filie sue seniori dictum castrum cum omnibus suis attinentis in forma prenotata remanebit obtinendum.」(傍線⁴⁾
筆者)。

「上記の形のそのすべての付属物」の記述は、明らかに、前半部に記されている付属物、つまり「貴族、家臣、ミニステリアーレン（家人）、城塞居住民、非自由人、被解放者という人間、耕地、森林、牧草、河川湖沼、牧場、

漁場」、「当「支配領域（支配権）」[dominium]からのすべての収益」、あるいは「当城塞に付属しかつ付属する」とが知られているあらゆる「支配領域（支配権）」[dominium]等の付属物を指し示している。したがってこの証書から、「付属物」とは、多種多様な支配権的諸権利やそれらの統合体としての「支配領域（支配権）」[dominium]を意味する用語であることが疑問の余地なく明らかになる。この証書もまた、「付属物」の用語は城塞に付属する多種多様な支配権的諸権利を含意する簡略化された用法であったことを極めて直裁に物語る証書である。

以上の検討結果から、我々は、ライン河中流域と、さらにそれ以外の地域の城塞——その取り上げた例は二つと少ないものではあるが——についても、単に「城塞と付属物」等と書かれている場合であっても、この城塞の「付属物」を支配権的諸権利の統合体、換言すればシャテルニーとして理解することができることになる。さらに言えば、皇帝・国王証書集はいうまでもなく、中世ドイツの各地域に関する証書集には、「城塞をその付属物と共に」の類の記述、あるいは城塞の「付属物」に係わる記述が、応対の暇もないほど無数に登場してくる。このことから、シャテルニーの存在はライン河中流域に限定されるのではなく、中世ドイツの各地域に広範に存在したのではないかという見通しが得られる。次に、城塞の付属物に関するドイツの学説を概観しておくことにしたい。

- (1) MRUB I, Nr. 605.
- (2) CDN I-2, Nr. 1053.
- (3) CDN I-2, Nr. 1115.
- (4) F. Topfer I, Nr. CXX.
- (5) F. Topfer I, Nr. LXXII.
- (6) K. Lamprecht, DWL, II, Nr. 65.
- (7) 上掲拙著一四二頁。

- (8) CRM III, Nr. 26, S. 117 f.
- (9) Monumenta Boica, Bd. 37, 1864, Nr. 489.
- (10) Monumenta Boica, Bd. 37, Nr. 490.
- (11) Monumenta Boica, Bd. 37, Nr. 491.
- (12) DD. W. Nr. 34.

五 付属物に関するドイツの学説

(A) 個々の城塞についての学説

ここでは、筆者がこれまで考察の対象としてきた中部ライン河流域・モーゼル河流域（ドイツ西部）の城塞に関する学説のみに言及しておきたい。

(1) F. テプファー Topfer は、『フーノルシュタイン城塞についての記述』, *castri in Hunolstein cum omnibus appendiciis et pertinentiis suis* “について”、「城塞並びにヘルシャフトたるフーノルシュタインの der Veste und Herrschaft Hunolstein」と記し、「付属物及び付帯物」[*appendicia et pertinentia*]の表現を「ヘルシャフト」(支配権、支配区)の意味に理解する。⁽¹⁾

(2) I. ボトシュ Bodsch もまたフーノルシュタイン城塞について、「付属物」[*appendicia*]を「ヘルシャフト Herrschaft」⁽²⁾と解釈している。

(3) L. エルテスター Eltester と A. ゲルツ Goertz は、『モンクレール城塞（中部ライン河流域・モーゼル河上流域）についての記述』, *du chateau de Montclair et de la terre du dit chateau et des appartenances* “（モンクレールの城塞と同城塞の支配領域並びにその付属物に関し）”, *die Burg und Herrschaft Montclair* “（城塞並びに支配区（権）モンクレール）”と翻訳し

ている。⁽³⁾ つまり、この二人の学者もまた「付属物」[*apperteneances*]の用語を「城塞の支配領域」と解釈する。このように、中部ライン河流域・モーゼル河流域の二つの城塞について、四名の学者が城塞の「付属物(付帶物)」を城塞支配権、城塞支配領域、城塞区の意味に理解している。

(B) ドイツの特定地域の城塞に関する学説

(一) 南西ドイツ

(1) V・エルンスト Ernst は、シュヴァーベン地方の城塞について、「城塞が貴族所領の中心をなす。また、個々の所領と諸権利がその付属物と見なされる」と述べた上で、⁽⁴⁾ 付属物 *Perinenz* の具体的な内容として、菜園等の城主の所有地、牧草地(牧場)と耕地、葡萄畑、森林、釣り場(漁場)、「従属民と農場」(グルントヘルシャフト)、裁判権、(水車、葡萄压榨器等に対する)罰令権を挙げている。⁽⁵⁾ エルンストは城塞支配権の言葉を使つてはいないが、城主のこの裁判権と罰令権を支配権の権利と呼び、またこれらを「支配権」(*Herrschaft*)と呼ぶ。したがって、エルンストもまた、付属物とは城塞周囲の所領と支配権から構成される統合体と見なしているといえよう。

(2) H・M・マウラー Maurer は南西ドイツ、ヴェルテムベルクのランデスヘルの城塞について、「経済的な財産と支配権の諸権利が原則的に付属していることは、中世の城塞の本質に属」し、⁽⁶⁾ また「中世後期の城塞はすべてその付属物 *Zugehörde* をもつ」と述べる。⁽⁷⁾ またマウラーは城塞の付属物の具体的な内容は、土地所有(耕地、牧草地、葡萄畑、森林、釣り場、牧場)、グルントヘルシャフト、体僕領主権、手工業罰令権、下級裁判権、村落支配権 (*Zwang und Bann*)、保護権力であるとする。⁽⁸⁾ さらに、これらの所領と諸権利の合計が支配権 *Herrschaft* を構成し、この支配権が行使される領域が *Herrschaftsbezirk* (支配区)、*Territorium* (支配領域、罰令区)であると述べる。⁽⁹⁾ 要するに、マウラーは、中世の城塞は原則的に付属物を具えるものと見なし、また付属物を様々な所領と支配権の諸権利から構成

される統合体、つまり支配区ないし支配領域と捉えていることになる。

H II M・マウラーはさらに次のように述べる。「城塞はとりわけ君侯貴族 Dynastendel と住民の關係にも変化をもたらした。伯及び伯と同等の貴族は一一世紀まで村落の中かその近くの領主館に、ほとんど農民の真只中に住み、またその後一一世紀の後半期に、城塞の中に、すなわちできる限り山の頂上に居住するという前代未聞の決断を行い、可視的に、それどころか示威的に住民大衆から離れ、またそれ以上になく断固さをもって注目を引くようにした。農村の上に高く聳えるこの山上の住居は、必然的に貴族としての優越感情と支配者たる自意識を生み出した。また逆にその住居は農村住民にとつて貴族支配権の壮大な象徴として現れた。城塞それ自体がすでに、また丘陵城塞が特に、身分的相違を固め、かつ「支配権の示威 Verherrschung」を目に見えるものとした⁽¹⁰⁾。H II M・マウラーのこのような指摘は、貴族による丘陵城塞の建設がすでに、城塞を中心とする支配権の形成を表現するものであったことを雄弁に物語っている。

(3) M・シャープ Schaub は「一連の村落に対する城塞からの支配権は、とりわけ開拓地域の特徴をなし、またそれは最も容易に、強制権力、罰令権力、及び下級裁判権力を通じて、ランデスヘルシャフトへと発展していった。・・・その際に、この過程の中で、上部ライン地域の大部分の領国において、城塞がアムトの所在地となることが認められる。「ライン」宮中伯領では、このラントの特別の特徴をなす多くのアムトが、高権的諸権利が若干の城塞に集中化され、その他の城塞は純然たる所領管理所へと地位が低下するという事情を通じて成立した。・・・付属する支配領域の内部での城塞の位置が、合理的な行政の観点に従っていることは稀である」(傍点筆者)⁽¹¹⁾。この指摘は、領国の地方行政組織たるアムトの成立以前にあっては城塞周囲の支配領域が、アムト成立の後にはアムト自体が、城塞の「付属物」として捉えられることを意味する。

(二) 南東ドイツ (バイエルン・オーストリア法領域)

(1) O・ブルンナー Brunner は、周知のように、「ヘルシャフトは常にヘル、ないしその居所、その家、その城塞に因んで呼ばれる。次のように呼ばれる。つまり城塞とヘルシャフト云々 Burg und Herrschaft N.N.、要塞とヘルシャフト云々 Veste und Herrschaft N.N.と。あるいは、次のように呼ばれる。城塞、家云々及びそれに付属する物⁽¹²⁾と」。ブルンナーのこの見解もまた、城塞の「付属物」とは支配権を意味することを極めて直截に示している。

(2) H・フォン・ヴォルテリーニ von Volheim は、先ず「ザクセンにおける城塞区 Burgwarden」と全く同様に、ここ「リティロールの農民ゲマインデ」においても、また間違いなくオーストリアにおいても、その住民が城塞に義務を負う明確に境界設定された区域が、多くの城塞に付属する」と述べる。⁽¹³⁾さらにヴォルテリーニはこの「城塞平和領域 Burgfriede」が裁判区に成長した⁽¹⁴⁾、換言すればランデスヘルの地方行政区たる「ラント裁判区の数を増やす必要性が生じたときに、当時の人々は、城塞制度を通じて成立した区域に頼り、また城塞司令官に城塞平和領域の内部での裁判権の行使を委ねた」と指摘する。要するに、ヴォルテリーニによれば、城塞の周囲に形成された付属物としての支配区域つまり城塞区⁽¹⁵⁾シャテルニーが、城塞司令官を長とするランデスヘルの地方行政区たるラント裁判区へ発展していったことになる。

(三) 中東ドイツ

W・シュレージンガー Schlesinger は皇帝オットー一世の時代(九三六―七三年)の中東ドイツについて、城塞の付属物 [pertinentia] の語を、国防防衛のために設置された地域区分としての城塞区の意味に理解する。⁽¹⁶⁾またシュレージンガーはランデスヘルシャフト形成段階の一四世紀末期について、付属物 [attinentia] の語を領域的団体、ないし正にアムト(地方行政区)という用語を、言葉の意味として、城塞区、領域的団体、アムト、支配領域、つ

まり城塞周囲の支配領域ないし支配権として理解する。⁽¹⁶⁾

(四) 北東ドイツ

W・ポデール Podewitz はブランデンブルク辺境伯領の城塞に関して、「国制史の観点による城塞の研究は、核心において、支配の中心という城塞の機能を明らかにすることを目指す。この支配の中心とこれに付属する管区は、城塞の所有者が辺境伯たるランデスヘルであるか、貴族であるか、それとも教会の領主ないし騎士修道会であるかに応じて、異なる構造を有した。したがって、城塞の所有に関する問題が、鍵となる重要な問題であることが明らかになる」と述べる。⁽¹⁷⁾ この指摘は、支配の中心をなす城塞と、これに付属しその周囲に位置する城塞管区Ⅱ城塞支配区は、城塞所有者の身分の相違に応じて異なる構造をもっていたために、城塞の所有如何という問題が殊の外重要であることを述べるものだが、同時にブランデンブルク辺境伯領の城塞は、付属物たる城塞管区Ⅱ城塞支配区を具えていたことを雄弁に物語るものでもある。なお、ポデールは「城塞並びに付属物」、「城塞並びにこれに付属する管区」、「城塞並びにこれに付属する支配区」、あるいは、城塞の付属物に関しこれらに類似の言及を随所に行っているが、このことはポデールが城塞管区Ⅱ城塞支配区としての付属物の重要性に着目していることを物語るものである。⁽¹⁸⁾

(五) 北部ドイツ

E・エネン Ennen はヒルデスハイム Hildesheim 司教領とオスナブリュック Osnabrück 司教領に関して、「城塞を起点として司教の土地の厳格な管理が可能になり、また同時に高権的諸権利が城塞に引き寄せられるというようにして、それとは元来何の関係ももたない領域に対しても通用力を獲得するほど著しい程度に、この諸権利を領邦化

することに成功した。したがって、城塞は既存の土地所有と高権的諸権利を城塞区に纏め上げることに役立てられ、またこの城塞区からラント行政のアムトが生まれた」と指摘する（傍点＝筆者）⁽¹⁹⁾。この指摘によれば、司教が保持する既存の土地に加えて、新たに城塞に引き寄せられたその他の高権的諸権利が城塞区ないし城塞支配権を構成したことになる。エネンここでは直接に付属物の用語を使っていないが、しかしすぐにこれに続けて、同じ北ドイツのマイセン辺境伯領 Mark Meißen のアムトを示す通常の呼称が、*castnum cum attinentiis* 「城塞並びに付属物」であることも指摘する。⁽²⁰⁾したがってエネンは先ず、明らかにアムトを「付属物」として捉えている。この場合に、アムトは城塞の周囲に形成されたランデスヘルの高権区域なのであるから、我々はエネンがその前段階となった城塞区ないし城塞支配権をも間違いなく「付属物」と理解していると考えてよい。エネンは「高権的諸権利が城塞に引き寄せられる」という上記城塞の領邦化の機能に加えて、城塞の第二の機能として、その周囲に城塞保持者の影響圏を一層広く拡大してゆくための根拠地となる機能に言及していることも、その証左となろう。⁽²¹⁾

(一六) 北西ドイツ

W・ヤンセン Janssen はケルン大司教領について、先ず「大」大司教の食卓領（＝直轄領）*mensa episcopalis* のための城塞並びにヘルシャフトの取得は、異なった世界を指し示している」（傍点＝筆者）こと、換言すれば、城塞とその周囲の支配権が都市と共に、ランデスヘルたるケルン大司教がヴィリカツイオーン *Vilkation*（直営地型ケルトグレントシャフト）の域をはるかに超える地方行政区アムトを形成するための結晶核・基点となったことを指摘する。⁽²²⁾またヤンセンは次いで「アムトで入ってくるランデスヘルの収益が、アムトの中心と見なされる城塞の付属物として理解されればされるほど」と述べて、⁽²³⁾ランデスヘルの収益がアムトの中心をなす城塞の付属物と考えられていたことにも言及する。ヤンセンは直轄にヘルシャフトを城塞の付属物とは述べていないが、しかし「城塞並びに、

ヘルシャフトの取得」、ランデスヘルの収益は「アムトの中心と見なされる城塞の付属物として理解され」たという記述は、ヘルシャフトが城塞の「付属物」であつたとヤンセンは考えていると結論することを可能とする。

(七) 西部ドイツ

W・ライヘルト Reichert はルクセムブルク伯領について、ランデスヘルたる伯による地方行政組織の構築との関連で、地方行政区 Propstei (prepositura, preposit, provostey (プレヴォー prévôt 管区)) が一三世紀中葉までに、最初はその中心たる城塞の支配と軍事の機能が優位に立っていたためにシャテルニー (castellania, châtellerie, châtelerie, châtiaus, châtellerie, châtellenie) として現れたことを指摘している。⁽²⁵⁾ 同時に、プレヴォー管区は、プレヴォー職の所在地たる城塞に「付属する、行政区 zugehöriger Verwaltungsbezirk」(傍点=著者)として現れたという。したがって、ライヘルトによれば、ルクセンブルク伯の地方行政区たるシャテルニーないしプレヴォー管区は、城塞の「付属物」であつたことになる。⁽²⁶⁾ さらにライヘルトはルクセンブルク伯の家臣の城塞にも言及し、伯のレーエン高権は家臣の城塞とその付属物、つまり「城塞と付属物と全支配領域の全体 (ie) châtet et les appartenances et toute la terre entièrement」つまり家臣のヘルシャフトの全体にも及んだ⁽²⁷⁾と述べて、城塞の付属物(支配領域 la terre)はヘルシャフト、城塞支配権であることを明言する。

したがって、以上の諸学説は南西ドイツ、南東ドイツ、中東ドイツ、北東ドイツ、北部ドイツ、北西ドイツ、西部ドイツの各地域に関して一般的に、城塞の「付属物」を城塞支配権、城塞支配領域、城塞区として把握しているといえよう。

(C) ドイツの城塞に関する一般的見解

(1) J・フリードリヒス Friedrichs によれば、「諸証書では、城塞の経済的付属物の構成要素が個別的に列挙されている。しかし、そうでなければ、同時に、その構成要素は極めてしばしば、単に概括的に、*pertinentia*, *appendicia*, *uensilia* 等々として、詳細な記述をせずに纏められ（以上前半部分）、それどころか、城塞はその付属物との確固たる関連において考えられたので、時折この呼称もまた省略され、またグルントヘルシャフトの全区域について、単に城塞が、命令を下すこの中枢部として言及される」（傍線Ⅱ著者）⁽²⁸⁾。フリードリヒスのこの引用文の前半部分は、「付属物」の用語が、たとえ様々な構成要素つまり権利権益に関する記述を伴わずに単独で記されていたとしても、実態的に様々な権利権益を意味することを明確に物語っている。さらにこの引用文の後半部分をフリードリヒスは次のようにも言い換えている。つまり、城塞の名称は、ヘルシャフトないし財産を同定する中枢部として把握されるべきであり、「提喻 *pars pro toto*」つまり部分で全体を表す表現法として、このヘルシャフトないし財産を代表していると。したがって、右の引用文の全体を要するに、フリードリヒスによれば、城塞の「付属物」とは、「城塞並びに付属物」ないし「城塞を付属物と共に」等々という形で概括的に記述されている場合でも、城塞に付属するヘルシャフトないし財産、つまり我々の言葉で言えば、シャテルニーを意味することになり、それどころか城塞名だけが単独で記されている場合でさえ、それだけですでにシャテルニーを意味することになる筈である。また、フリードリヒスは「付属物」と城塞との確固たる結びつきは、ドイツで一般的に普及した現象であった⁽³⁰⁾という。要するに、フリードリヒスの以上の見解を基礎としてすでに、シャテルニーはドイツに一般的に存在したという結論を導き出すことが可能である。なお、このフリードリヒスの見解は、明らかに、(B) (一) (2) で上述した H||M・マウラーの見解とほぼ一致するものといえよう。フリードリヒスの見解については、後にもう一度立ち返って論及することにした。

(2) M・ビテュナウ Bischnau はドイツについて一般的に、「支配権の基準点たる城塞の付属物は、原理的に、高

められた社会的地位の表現であるために、「これに応じて、ティロールでも、城塞により際立ったミニステリアーレン家系の場合に、基本的に下級裁判権・時として同時に高級裁判権、世襲フォークタイ、騎士的兵員、教会保護権、通行税徴収権、関税徴収権、市場開設権、さらに狩猟権と漁業権、及び騎士的従士に対するレーエンの付与権からなる支配権もまた見出される」と述べる。⁽³¹⁾この見解は、「付属物」が様々な支配権的諸権利の統合体、言い換えれば支配権であること、また、城塞と「付属物」＝支配権の結びつきはドイツで一般的に見られる現象であったことを明言している。

(3) H・エブナー Ebner は「城塞を示す名称はしばしばヘルシャフトと同義で使われた。ヘルシャフトの売却の際に、たいてい単に城塞の売却という表現が行われるか、「城塞を付属物と共に」の決まり文句が使われた。この場合に、ヘルシャフトが「付属物として」城塞に属した。両者（＝城塞と付属物）は相互に不可分に結び付けられていた」と述べる。⁽³²⁾この指摘は、城塞の売却の際に単に城塞名または「城塞を付属物と共に」の決まり文句が記されているとしても、たいていの場合に、それだけですでに、城塞とこれに付属するヘルシャフトの意味をもつことを物語っている。要するに、「城塞名」が単独で、あるいは「城塞を付属物と共に」の決まり文句が城塞ヘルシャフト（城塞支配権）を意味することは、ドイツの一般な現象であったとする。この見解は、先の J・フリードリヒスの見解と同じことを語っているものといえよう。

(4) H・K・シュルツェ Schulze は「城塞はほとんど常に、多かれ少なかれ広大な支配領域 Herrschaftsbereich のための中心であり支配手段であった」と述べる。⁽³³⁾ここで、シュルツェは付属物の用語を使っているが、しかし城塞という中心から支配される「支配領域」を城塞の付属物と理解するならば、シュルツェのこの記述から、城塞が支配領域を付属物として伴うことはドイツの一般的現象であったと結論してよいことになる。

(5) W・マイアー Mayer は、先ず「城主は自身の所領複合体 Güterkomplex たる勢力範囲 Machtbereich について、

権力の独占を要求した企業家であつた」と述べる。⁽³⁴⁾ またマイアーによれば、「城塞は経済的企業——これは、農場、用益権、独占的経営（例えば水車）、関税徴収権、狩猟権、漁業権及び勤務義務を負いまた地代支払い義務を負う臣民に対する命令権力から成り立っていたが——の管理を行う中心を構成しただけでなく、農業生産と手工業生産の場所でもあつた。それ故に、城塞は文書史料の中でたいてい Burgleiter（城塞付属所領）ないし類似の呼び方をされる Umschwung（周囲の土地）により取り囲まれていた」。⁽³⁵⁾ マイアーはここで城塞の「付属物」という用語それ自体を用いておらず、Burgleiter（城塞付属所領）の用語が微かに城塞の「付属物」を想起させるにすぎないが、しかしこのような記述は、城塞の周囲に、関税徴収権、狩猟権、漁業権、水車の利用強制権等の罰令権力Ⅱバン権力と莊園領主的権利が行使される城主の「勢力範囲」、つまり城主の支配領域が横たわり、城塞に付属していたことを窺わせる。

(6) C・メクゼーバー Meckseper によれば、「我々は城塞に近い単居ホーフ・時としてかなり多くの村落の取得あるいはそれどころかその新建設に遭遇し、またこれにより、しばしば散在しているといえ莊園領主的に組織化された所領複合体（城塞付属物、Burgzubehör）に出会う」⁽³⁶⁾（傍点Ⅱ筆者）。この記述は、周囲の複数の村落の中に散在する権利権益ないし村落支配権が、城塞に付属することを物語っている。

したがって、以上の学説は一致して、ドイツ王国について一般的に、城塞の付属物を支配権的諸権利の統合体、ないし城塞に付属する支配領域、支配権、支配区、あるいは罰令区として捉えていると結論してよいことになる。念のために言えば、この支配領域ないし罰令区は、すでに見たように、城主の裁判権、フォークタイ権力、水車罰令権、漁業権等の罰令権力Ⅱバン権力が行使される領域である。またこの結論は、上記の四節でライン河中流域とそれ以外の若干の地域の城塞について史料上確認した事柄、つまり、城塞の「付属物」は支配権的諸権利の統合体、換言すればシャテルニーとして把握されるという事態とも即応する。さらに、城塞に付属する支配領域ないし罰令

区という付属物のそのような意味は、付属物に対応する中世ラテン語の *appenditiae, appertinentiae, attinentiae, pertinentiae* に関して、「付属領域」、「付属領」、*territorium* (「罰令区」、「支配領域」)、*districus* (「罰令区」、「裁判区」) の意味を記すデュ・カンジュの中世ラテン語辞典とも一致する。また J・F・ニールマイヤーと C・ファン・デ・キープトによる編集の『中世ラテン語小辞典 *Mediae Latinitatis lexicon minus*』が、*pertinentia* の語について明確に、「*territoire qui dépend d' un château*」、「城塞に付属する支配領域」ないし、*Burgbezirk* (「城塞区」) の意味を収録しているところとも一致する。⁽³⁸⁾ さらに、デュ・カンジュによれば、*districus* (「罰令区、裁判区」) の用語は *bannum/bannus* (「罰令区」と同義である。したがって、言葉の意味だけから判断しても、城塞の「付属物」は、城主のバン領域、つまりそのバン権力 *Bangewalt* が行使される領域を意味することになる。

以上 (A)、(B)、(C) で取り上げたドイツの諸学説は網羅的なものではなく、例示であり、したがってさらに増やすことができるであろう。しかしともかく、本節で言及したドイツの諸学説は (A)、(B)、(C) 三つの視角のいずれから見ても一致して、城塞の「付属物」を城塞の周囲に横たわる城主のバン領域、城塞支配権、城塞支配区、城塞区、城塞罰令区として把握しているものと結論される。

- (1) F. Töpfer I, Nr. XXI (Regest).
- (2) I. Bodsch, *Burg und Herrschaft, Zur Territorial- und Burgenpolitik der Erzbischöfe von Trier im Hochmittelalter bis zum Tod Dieters von Nassau* (1307) (Veröffentlichungen der Landeskundlichen Arbeitsgemeinschaft im Regierungsbezirk Koblenz e. V., Bd. 13), Diss. Bonn 1987, 1989, S. 155 f. und ebenda Anm. 158.
- (3) MRUB III, Nr. 1386 (Regest).
- (4) V. Ernst, *Die Entstehung des niederen Adels*, 1965, Neudr. der Ausgabe 1916, S. 5.
- (5) Ebenda, S. 6-10.

- (9) H=M. Maurer, Die landesherrliche Burg in Württemberg im 15. und 16. Jahrhundert. Studien zu den landesherrlich-eigenen Burgen, Schlössern und Festungen, Diss. Tübingen, 1958, S. 17.
- (7) H=M. Maurer, a.a.O., S. 16.
- (80) H=M. Maurer, a.a.O., S. 16.
- (9) H=M. Maurer, a.a.O., S. 16.
- (10) H=M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 321.
- (11) M. Schaab, Geographische und topographische Elemente der mittelalterlichen Burgenverfassung nach oberheinischen Beispielen, in: Die Burg im deutschen Sprachraum II (Vorträge und Forschungen, hrsg. von H. Patze, Bd. 19 Teil 2), 1976, S. 41f.
- (12) O. Brunner, Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter, 5. Aufl., 1965, S. 254.
- (13) H. von Volkeini, Die Entstehung der Landgerichte im bayrisch-österreichischen Rechtsgebiete, in: Archiv für österreichische Geschichte, Bd. 94, 1907, besonders S. 31.
- (14) Ders., a.a.O., S. 32.
- (15) W. Schlesinger, Burgen und Burgenbezirke. Beobachtungen im mitteldeutschen Osten, in: Ders., Mitteldeutsche Beiträge zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters (Rudolf Kötzsche zum Gedächtnis), 1961, S. 162 und ebenda Anm. 28.
- (16) W. Schlesinger, a.a.O., S. 186 und ebenda Anm. 155.
- (17) W. Pödelh, Burg und Herrschaft in der Mark Brandenburg. Untersuchungen zur mittelalterlichen Verfassungsgeschichte unter besonderer Berücksichtigung von Altmark, Neumark und Havelland (Mitteldeutsche Forschungen, Bd. 76), Diss. Marburg 1973, 1975, S. 2.
- (18) W. Pödelh, Burg und Herrschaft, S. 41, 213, 222, 226, 230 f., 235, 236, 237, 250 f., 259, 266, 267, 272 f., 279 f., 287, 317, 327, 347 ff., 371 ff., 379 ff., 395, 403, 406, 463, 519, 546, 559 f., 585 f., 660, 667 f., 678, 691, 696 f., 701, 707, 732, 734, 742, 745, 749, 752, 754, 760, 774 新々線照?
- (19) E. Eimann, Burg, Stadt und Territorialstaat in ihren wechselseitigen Beziehungen, in: Rheinische Vierteljahrsblätter 12, 1942, S. 44-88, später, in: Dies., Gesammelte Abhandlungen zum europäischen Städtewesen und zur rheinischen Geschichte, hrsg. von Georg Droege · Klaus Fehn · Dietrich Horoldt · Franz Isigler · Walter Janssen, 1977, S. 70 (附註 249-249).
- (20) E. Eimann, Burg, Stadt und Territorialstaat, S. 70.
- (21) E. Eimann, Burg, Stadt und Territorialstaat, S. 71.
- (22) W. Janssen, Die mensa episcopalis der Kölner Erzbischöfe im Spätmittelalter, in: Hans Patze (Hrsg.), Die Grundherrschaft im späten Mittelalter I (Vor-

六 ドイツ、ブルグント、イタリアにおける付属物

先ず、史料上城塞だけが付属物を従えて現れるのではないことに留意する必要がある。仮に城塞を主体物とする、史料上城塞のみが主体物として現れるのではなく、その他に例えば以下のようなものが主体物として現れる。

bona (財産、所領)、『capella (礼拝堂)』、『casale (領主館)』、『civitas (司教都市)』、『comitatus (伯領、グラーフシャフト)』、『comitis palatini dignitas (宮中伯の位階)』、『curtis (cortis) (領主館、グルントヘルシャフト)』、『districtus (罰令区、裁判区)』、『ducatus (大公領)』、『ecclesia (教会)』、『feudum (フーエン、封)』、『fiscum (国庫領)』、『ius patronatus (教会保護権)』、『locus (村落)』、『mansus (hoba) (マンسس、フーフエ)』、『marchia (辺境伯領)』、『mercatum (市場)』、『molendinum (水車)』、『monasterium (abbatia) (修道院)』、『mons (山)』、『oppidum (都市)』、『possessiones (所領)』、『predium (所領)』、『prepositura (代官職)』、『regnum (王国)』、『silva (森)』、『terra (土地)』、『villa (村落)』、『vinea (葡萄畑)』。

先に述べたように、中世の城塞の最盛期は一一世紀から始まるが、しかし皇帝・国王証書の上では、皇帝ハインリッヒ二世の時代(一〇〇二―一〇二四年)からコンラート三世(一一三七―一五二年)の時代まで、城塞や城塞の付属物に関する記述を含む証書はまだ少なく、むしろその他グルントヘルシャフト、所領、村落等とその付属物に関する証書のほうがはるかに多く、無数にあるといっても過言ではない。そこで先ず、グルントヘルシャフト、所領、村落等の付属物を考察する。

(A) ブルグント王国について―帝国への統合(一〇三二年)以前

【史料一〇】ブルグント国王ルードルフ三世 Rudolf III. が婚約者イルミンガルト Immingard に、挙示した若干の所領

を自由なアイゲンとして贈与した一〇一一年の証書。

「……余は国王の所在地たる村落エクス [Aquis] (・レ・バン) を余の自由所有地たる同村落の従属民と共に……また余の直営の国庫領アネシ [Anassiacum] をその付属物並びに非自由人奴婢と共に、婚約者に贈与し……また余の国庫領リド [Roda] をその付属物並びに非自由人奴婢と共に婚約者に贈与し、また婚約者に、国王の城塞フォン [Font] をその付属物と共に、さらにハインリッヒ (Ⅱアンリ) が当地でもつと見なされたところの村落イヴォナン [Evonant] の持分を贈与し、また婚約者に国王たるに最も相応しい居所ヌシヤテル [Novum Castellum] を非自由人奴婢並びにすべての付属物と共に婚約者に贈与し、また余は婚約者にオーヴェルニュ [Averniacum] を非自由人奴婢並びにすべての付属物と共に贈与し、また余は婚約者にアラン (Ⅱ現在のサン・ブレース)」

[Arimis] をそのすべての付属物並びに非自由人奴婢と共に贈与する…… Aquis villam sedem regalem cum colonis eiusdem ville nostre proprietatis, …… et do ei Anassiacum fiscum meum indomiticum cum appendiciis suis et servis et ancillis, …… et do ei fiscum meum Rôda cum appendiciis suis et servis et ancillis, et do ei Font regale castellum cum appendiciis suis et talem partem ville Evonant, qualem Heinrichus ibi visus est habere cum servis et ancillis et omnibus appendiciis, et do ei Novum Castellum regalissimam sedem cum servis et ancillis et omnibus appendiciis, et do ei Auerniacum cum servis et ancillis et omnibus appendiciis, et do ei Arimis cum omnibus pertinentiis suis et servis et ancillis ……」^(一)

この証書では、フォンとヌシヤテル両城塞の他に、村落、国庫領もまた付属物を具えた主体物として言及されている。この証書と関連するもう一つの証書を取り上げる。

【史料一】同じブルグント国王ルドルフ三世が、今度は奥方となったイルミungalトに伯領サヴォアを自由な

アイゲンとして贈与した一〇一六年の証書。

「……伯領サヴォアにおいて、余の自由所有地たる大アルビニー [Albinicum] のグルントヘルシャフトを……教会並びにその他すべての付属物と共に、また別のアルビニーのグルントヘルシャフトを……教会並びにその他すべての付属物と共に、また [グルントヘルシャフト] ミョラン [Meiolanum] をすべての付属物と共に、またイゼール川の畔の城塞シャトーンフ [Novum Castellum] をすべての付属物及び命令圏域と共に。……ルプ [Logis] 城塞で作成された …… in comitatu Savoigense nostrae proprietatis cortes in Albinicum maiorem cum ecclesia in honore sancti Petri consecrata et aliis omnibus appendiciis et altum Albinicum cum ecclesia in honore sancti Iohannis consecrata et aliis omnibus appendiciis et Meiolanum cum omnibus appendiciis et Confrenz cum ecclesia in honore sanctae Mariae consecrate et omnibus appendiciis et Novum Castellum super Isaram fluvium cum omnibus appendiciis et mandamentis. …… actum Logis castello.⁽⁹⁾」

この証書でも、シャトーンフ城塞の他に、グルントヘルシャフト、村落が付属物を具えた主体物として言及されている。またこの証書は、シャトーンフ城塞が mandamentis (mandamenta, subst., mandamentum, sing.) (命令圏域) つまりシャテルニーを具えていたことをも示している。

(B) イタリア…皇帝ハインリッヒ二世の時代 (一〇〇二—一〇二四年)

【史料一二】ハインリッヒ二世がミラノのアムブロシウス Ambrosius 修道院に対して四つのグルントヘルシャフトと二フーフエの土地を確認した一〇〇五年の証書。

「以下のグルントヘルシャフトを……これらへのすべての付属物と共に、すなわち高地のもの及び平地のものと

共に、ないし非自由な奴婢、男性と女性の半自由人と共に、ないし札拝堂、城塞管区、葡萄畑、野原、牧場、森林、山、山脈、湖沼と水流、水車、魚業権、すなわち同グルントヘルシャフトへのすべての付属物と共に *cortes, …… cum omnibus ad se pertinentibus, cum superioribus scilicet et inferioribus, cum …… cum servis et ancillis adionibus et aldiabus, cum capellis castris vineis campis pratis silvis montibus alpihus aquis aquarumque decursibus molen[di]s piscationibus ac cum omnibus eisdem pertinentibus*」(傍線＝筆者)。⁽⁷⁾

【史料一三】ハインリッヒ二世がペロ Pero の聖ペトルス修道院とその所領を確認し、この修道院を自身の保護に受け入れ、またこの修道院に村落聖ポロ Polo と聖マルティン札拝堂を贈与した一〇一七年の証書。

「聖マルティンの札拝堂をその付属物と共に、すなわちマンスス(フーフエ)、家屋、土地、葡萄畑、牧場、牧草地、森林、狩猟権、魚業権、水車、道路と道路のないところ、収益とレント、獲得物ないし要求されるべきものと共に、またいかなる仕方でも語られあるいは呼ばれるのである、すべての利益と共に *cappellam sancti Martini cum suis appendiciis, videlicet cum mansis domibus terris vineis pratis pascuis silvis venationibus piscationibus molendinis viis et iniuvis exitibus et redditibus quesitis seu inquirendis vel cum omnibus que quolibet modo dici aut nominari possunt utilitatibus*」(傍線＝筆者)。⁽⁴⁾

(C) ドイツ：皇帝ハインリッヒ二世の時代(一〇〇二—一〇二四年)

【史料一四】ハインリッヒ二世がヴォルムスの司教教会に、兄弟の大公オットーから自身に譲渡された都市ヴォルムスの所領を贈与した一〇〇二年の証書。

「所領と自由所有地を・・・同自由所有地へのすべての付属物と共に、すなわち農地、農場、道路と道路でない」と

ころ、収益とレント、湖沼と水流、漁業権、水車、男性と女性の非自由人と共に・・・predium omnemque proprietatem, ... cum omnibus ad eandem proprietatem ... pertinentibus, id est areis edificiis viis et inviis exitibus et redditibus aquis aquarumque decursibus piscationibus molendinis mancipiis utriusque sexus,.....」(傍線＝筆者)⁽⁵⁾。

【史料一五】ハインリッヒ二世がヴュルツブルク司教教会に村落ザルツァ Salza を贈与した一〇〇二年の証書。

「村落を・・・そのすべての付属物と共に、すなわち農地、農場、既耕地と未耕地、牧場、牧草地、森林、湖沼と水流、漁業権、水車、道路と道路でないところ、収益とレント、獲得物ないし要求されるべきもの、及びその他すべての付属物と共に villam cum omnibus pertinentiis eius, hoc est areis aedificiis terris cultis et incultis pratis pascuis silvis aquis aquarumque decursibus piscationibus molendinis viis et inviis exitibus et redditibus questitis et inquirendis ac ceteris quibuslibet pertinentiis」(傍線＝筆者)⁽⁶⁾。

このように、一一世紀初期皇帝ハインリッヒ二世の時代、つまり中世城塞の最盛期の初期にあつては、城塞が主体物として現れるし【史料一〇】と【史料一一】、また城塞が「国王たるに最も相応しい居所」(史料一〇)として城主の権威や声望を顯示するものとして現れる。しかし、その他に村落(villa)、伯領(comitatus)、グルントヘルシヤフト(cortes)、札拝堂(cappella)、所領(predium)、自由所有地(proprietas)等も主体物として現れる。その他に城塞以外の様々なものが主体物として現れることはすでに述べた通りである。また【史料一二】【史料一三】【史料一四】【史料一五】は、明らかに、グルントヘルシヤフト、札拝堂、所領と自由所有地、村落が主体物として、様々な付属物、「すなわち」支配権の権利と財産(所領)を具えていたことを示す。したがって、元来、付属物とは、城塞に固有のものではなく、その他様々な主体物にも付属するものであった。したがって、城塞だけが支配権・所

領の中心だったのではなく、その他様々な主体物もまた支配権・所領の中心であった。

作成された証書の数に関して言えば、今問題にしているハインリッヒ二世の時代について、伝承されている真正な皇帝証書の総数は概数で五〇九通であり、そのうち城塞に関する記述を含む証書の数はほぼ二二通、つまり全体の約四・三％と少ない。またその内訳は、『史料一』のように城塞を主体物として記述する証書は一一通（内訳Ⅱイタリア九、ドイツ二）、『史料二』のように城塞がグルントヘルシャフトや村落等の付属物として現れる証書は一一通（内訳Ⅱイタリア一〇、ドイツ二）である。これに対して、村落、国庫領、グルントヘルシャフト、礼拝堂、所領、自由財産、マンスス（フーフエ）、修道院、司教都市を主体物として記す証書は合計一八六通である。全証書数に占めるその比率は三六・五％である。これは城塞を主体物として記述する証書の数の約一七倍にもなる。

このように、ハインリッヒ二世の時代に、城塞が支配権の中心であったことを示す証書が散発的に見られるはするが、城塞以外にその他の主体物が付属物を具えた中心として現れること、また城塞以外の主体物に関する証書の数が圧倒的に多数であること、城塞を付属物と記す証書さえしばしば見られること、これらのことは、当然のことだが、一一世紀初期という草創期の中世城塞がいまだ広範に支配権や所領の中心となり切れていないことを意味する。別の側面から言えば、証書史料が、城塞を、その周囲の支配権・支配領域を意味する *dominium*、*districtus*、*mandamentum* あるいは付属物等の用語と共に記す例が増えてくるならば、それは城塞を中心とする支配権（シヤテルニー）の存在も増えてくるということになる。結論を先取りして言えば、皇帝・国王証書の動向から窺われるその決定的な時代は、ハインリッヒ二世からはほぼ一世紀半後の一二世紀後半期、皇帝フリードリッヒ一世の時代（在位一一五二—九〇年）である（八で後述）。この所見は、第二節ですでに述べたように、一般的に一二世紀が中世城塞の古典期と言われることに符合する。

- (1) Burgund-Rudolf Nr. 99.
- (2) Burgund-Rudolf Nr. 108.
- (3) DH. II. Nr. 95.
- (4) DH. II. Nr. 373.
- (5) DH. II. Nr. 20.
- (6) DH. II. Nr. 30.

七 付属物との関連で興味深い都市ローマに関する二つの証書

【史料一六】 皇帝ハインリッヒ二世が教皇ベネディクトゥス八世に、アルプス以南のローマ教会の修道院、所領を
確認した一〇二〇年の証書。

「司教都市ローマを、その〔ローマ〕大公領とすべての城外地かつ村落、及びその支配領域・山地と海岸、水路と
港、またはすべての司教都市・城塞・都市かつ村落・トスカーナの地域と共に。すなわち、ポルトー、チヴィタヴ
エッキア、チエレヴェテリ、ピエダ、モンタラーノ、ストリ、ネーピ、ガッレセ城塞、〔司教都市〕オルテ、ボマ
ルツォー、アメリカ、トーデイ、〔司教都市〕ペルージャ・・・ボルベーセ島、ナルニ、オトリコリー・・・であ
る civitatem Romanam cum ducatu suo et suburbanis atque viculis omnibus et territoris eius montanis ac maritimis, hitori-
bus ac portibus, seu cunctis civitatibus castellis oppidis ac viculis Tuscie partibus, id est Portum, Centumcellas, Cere-
m, Bledam, Marturianum, Sutriam, Nepem, castellum Galisem, Orem, Polimartium, Ameriam, Tudam, Perusiam....., Pul-
ensem, Narniam et Vriculum」^(一)

このように教皇の都市ローマには、ローマ大公領・城外地・村落・都市の支配領域以下、様々な都市、城塞、村落

等、要するに広大な領域が付属していた。この証書では、付属物の用語は使われていないが、しかし「司教都市ローマを……と共に」（傍点＝筆者）の記述から、ローマに付属するそれらの支配構成体を実質的に付属物として捉えてよいことになる。

【史料一七】ランゴバルド人が原告または被告として関与する訴訟がローマまたはローマの付属物〔pertinentia〕

（支配＝周辺）領域）で提起された際に、ローマの裁判官は最終的にローマ法に従って判決を下すよう命令した皇帝コンラート二世の一〇三八年の証書。

「〔帝国の〕拡大者、皇帝コンラートがローマの裁判官に。これまで汝らとランゴバルド人の裁判官の間に存在しかつ落着しなかつた審理された法律問題、ないし今後いかなる訴訟が都市ローマの城壁の中でも、さらに外部の〔都市〕ローマの付属物〔pertinentia〕〔支配領域〕においても、ランゴバルド人の原告から、あるいはランゴバルド人の被告に対して起こされたとしても、汝らによりローマ法に基づいて判決を下されるときにも、いかなる時でも蒸し返されるべきではないことを命令する Imperator Choradus augustus Romanis iudicibus. Audita controversia, que hactenus inter vos et Longobardos iudices versabatur nulloque termino quiescebat, sancimus, ut, quaecumque amodo negotia mota fuerint tam inter Romanae urbis menia quam etiam deforis in Romanis pertinentis actore vel reo Longobardo, a vobis dumtaxat Romanis legibus terminentur nulloque tempore revivescant.」⁽²⁾

この証書では、たとえランゴバルド人であっても都市ローマとその周囲の付属物〔pertinentia〕（支配領域）で原告か被告として裁判に関与する場合には、ランゴバルド法ではなく、都市ローマの法つまりローマ法が適用されるという属地主義の原則が謳われている。この場合に、都市ローマとその周囲の付属物〔pertinentia〕（支配領域）とは、明らかに、【史料一六】に言うローマ大公領を指していると解釈される。したがって、〔pertinentia〕（付属物）は都市ローマ

の周囲の支配領域、つまりローマ大公領を意味している。この証書に付した *Reges* (要約) の中で、皇帝証書集の編集者 H・ブレスラウ *Bresslau* もまた、この *pertinentia* の用語に *Gebiet* (領域) の訳語を当てている。

特に皇帝の世界政策の要であった都市ローマに係わる【史料一六】と【史料一七】の証書は、付属物の用語が元来帝国において一般的に、必ずしも城塞と関係なく、様々な支配権的権利と所領の統合体ないし支配領域を意味することをこの上もなく明確に示している。また一世紀中葉に、皇帝ハインリッヒ四世の幼少期に始まる帝国の動乱期以降に城塞が陸統と建設され、付属物と共に登場するようになった時に、これは正に城塞が支配権的権利や財産の統合体ないし支配領域を従えその中心となるという意味をもつことになったと考えられる。

(一) DH. II. Nr. 427. ローマ大公領 *ducatus Romanus* に関し、ビザンツ領イタリアは七世紀末期以後、いくつかの行政区に分かれ、各区に民治・軍政両権を併せ持つ大公 *dux* が置かれた。ローマ市及びその周辺の地域もこのような行政区の一つを形成し、八世紀以後これが *ducatus Romanus* と呼ばれている。この *ducatus Romanus* においては、教皇が事実上の支配権を取得し、ランデスヘル類似の地位を獲得した。*ducatus Romanus* の領域はほぼ「聖ペテロ世襲領」, *patrimonium St. Petri* “と重なり合い、七五六年フランク国王ピピンから教皇に贈与された北イタリアの「ラヴェンナ総督領」, *Exarchat Ravenna* “と共に、教会国家の基礎となった。H.E. Feine, *Kirchliche Rechtsgeschichte. Die Katholische Kirche*, 5. Aufl., 1972, S. 235, 321; Willibald M. Pöchl, *Geschichte des Kirchenrechts*, Bd. I. *Das Recht des ersten christlichen Jahrtausends. Von der Urkirche bis zum großen Schisma*, 2. Aufl., 1960, S. 307f.; H.J. Becker, *Kirchenstaat*, in: HRG. II, 1978, Sp. 823f.; H. Mitteis, *Deutsche Rechtsgeschichte*, neubearb. von H. Lieberich, 19. Aufl., 1992, S. 55 [第一版の邦訳、世良 晃志郎訳『ドイツ法制史概説』、改訂版、一九七一年、八四頁] 森田 鉄郎編『世界各国史十五 イタリア史』、一九七六年、八八頁、M・D・ノウルズ他著、上智大学中世思想研究所 編訳

／監修『キリスト教史 3 中世キリスト教の成立』、一九九〇年、一〇八一—一八頁、一三〇頁註五、一三一頁註一二を参照。

(2) DK. II. Nr. 275.

八 主に皇帝フリードリッヒ一世の時代（一一五二—一九〇年）の証書

皇帝フリードリッヒ一世の時代に作成された証書の総数は、真正なものだけで概数で一〇三二通、そのうち城塞の記述を含むものはほぼ一四二通であり、全体に占める比率は一三・六七％である。これは先に述べたハインリッヒ二世期の比率、約四・三％と比較すると、三・一八倍となる。城塞に係わる両皇帝の証書の比較だけから言っても、両皇帝の間の一世紀半という時代の間隔の間に、帝国で城塞がいかに大幅に増えたかが窺われる。ここでは、フリードリッヒ一世の時代の証書を基にして、帝国における城塞支配権（シャテルニー）の一般的な存在を考えてみたい。

(一) 城塞の付属物の側面から

【史料一八】（フルグント）フリードリッヒ一世がグルノーブル司教ヨハンネスを保護に受け入れると同時に、レガリアを与えた一一七八年の証書。

「……朕は同司教と同人以下の継承者とグルノーブル教会に……すべてのレガリアを、ベルコムブと呼ばれる城塞に関して、イゼール川下流の両岸で司教区の全体を貫いて司教都市（グルノーブル）の内外で、耕地、ブドウ畑、牧草地、牧場、森、林、既耕地と未耕地、湖沼と水流、沼沢地、港、道路と道路でないところ、狩猟権、漁業

権、城塞、村落、従属民、公道、関税、貨幣鑄造所、市場、銀鉱山、パン焼窯、水車について、裁判を開催する点で、またバン（罰金）とその他の裁判収入を徴収する点で、要するに一般にあらゆる付属物に関して……譲与しかつ確認する…… concedimus et confirmamus eidem et suis per eum successoribus ecclesieque Gratianopolitane, quicquid de antiquo vel de novo iure vel sui antecessores nomine illius ecclesie legitime possederunt vel possidere iure debuerunt, videlicet regalia omnia a castello, quod dicitur Bellacumba, inferius in utraque ripa Ysare fluminis per totum episcopatum in civitate et extra civitatem, in agris, vineis, pascuis, pratis, silvis, nemoribus, terris cultis et incultis, aquis aquarumque decursibus, paludibus, portibus, viis et inviis, venationibus, piscationibus, castellis, villis, hominibus, plateis, pedegis, monetis, foro, argenti fodinis, furnis, molendinis, in faciendis iudiciis et bannis tollendis et ceteris iusticiis et generaliter universis pertinentiis……」(傍線＝筆者⁽¹⁾)。

「要するに一般にあらゆる付属物」の表現は、付属物の用語が、この表現の前に記述されている様々な所領と支配権の権利を指す一般的な概括的表現であったことが分かる。

【史料一九】(イタリア) フリードリッヒ一世がメッツァーノ修道院を保護に受け入れ、当修道院にすべての権利と所領を確認した一一八六年の証書。

「……また当修道院の謄本帳の中で読まれるように、当修道院の所有であると思われるその他のもの、ないし諸城塞を、既耕地と未耕地、川岸、貢租、牧草地、牧場、山々と峡谷、水車、漁業権、湖沼と水路、礼拝堂、十分の一税、非自由人の奴婢、及びその他の付属物と共に……朕は確認する…… et caetera alia, quae ad ipsum monasterium pertinere videntur, ut in chartulariis ipsis monasterii legitur, castella cum terris cultis et incultis, ripis, rapinis, pratis, pascuis, montibus et vallibus, molendinis, piscationibus, aquis earumque ductibus, capellis, decimis, famulis et famularibus cae-

terisque appenditiis confirmamus.」⁽²⁾

この証書は、特定の城塞の名前を挙げず、単に複数形で「諸城塞を」「及びその他の付属物と共に」と記している。この場合の諸城塞とは、言うまでもなくメッツァーノ修道院が所有する城塞であるが、しかしあれこれと特定の城塞の名前に言及されず、一般的な言い回しが行われている。この言い回しは、当時城塞が一般的に支配権的諸権利を付属物としてもつことが前提とされていたことよって、初めて行われるものと考えられる。

(二) 城塞の *dominium* の側面から

【史料二〇】(フルゲント) 皇帝フリードリッヒ一世が、ベルトラン・フォン・ボー Bertrand von Baux に対して、ライムバルト・フォン・オランジュ Rainbald von Orange からベルトランに遺贈された財産と帝国直属性を確認した一一七八年の証書。

「ベルトランドゥス・デ・ミリンドリオは〔オランジュの〕都市政務官に次のように述べた。つまり、ライムバルトの遺言に立会い、またその遺言によりライムバルトは彼(ベルトラン・フォン・ボー)とその息子たちに、ライムバルトないし、その他の者がライムバルトを通じて、オランジュとクルテゾンにおいて、またローマ帝国のその他すべての場所で保持したすべてのものを贈与したと。またライムバルトはベルトラン・フォン・ボーの娘たちを結婚させ、さらに彼女たちのために現金であるいは不動産の形で自身の意向に従って持参金を決めるよう、ベルトラン・フォン・ボーに指示した。ただし城塞と司教都市との支配領域(支配権) [*dominium*] は除かれると Bertrandus de Mirindolio iurato dixit, quod interfuit ultime voluntati Rainbaldi, in qua ultima voluntate donavit ei et filiis suis, quicquid habebat seu alii per eum Aurisace et Cuzezoni et in omnibus aliis locis in imperio Romano, et precepit ei, ut filias suas nuptui collocaret et constitueret eis dotem in pecunia numerata vel in rebus immobilibus pro suo arbitrio exceptis do-

(c)。
miniis castellorum et civitatum.」

この証書では、ベルトランの娘たちが持参金とすべき財産から、一般的に神聖ローマ帝国内にあるライムバルトの城塞の *dominium* (支配領域＝支配権) が除かれている。現実には、ライムバルトの城塞その他の所領が位置したのは、主にブルグント王国内のオランジュとクルテゾン等であったと推測されるが、しかしこの皇帝証書もまた、あれこれの特定の城塞ではなく、一般的に帝国の城塞は城塞支配権、ないし城塞支配領域、我々の言葉で言えば、シャテルニーのことを語っていると解釈される。

(三) 城塞の支配領域 *tenementa* の側面から

皇帝フリードリッヒ二世がヨハネ騎士団総長アイメリクス・デ・パーケ Aimericus de Pace の要請により、当騎士団に、ティブルギスとライムバルト・フォン・オランジュ *Tibugis und Rainbald von Orange* が当騎士団に贈与したものを確認した一二一六年の証書。

【史料二一】(ブルグント)「……その内であれ外であれ司教都市オランジュにおいて、また同都市の全支配領域において、あるいは城塞において、並びにいずこへまどこに位置するのであれ城塞に付属する支配領域において、ティブルギス・デ・オランジュ……が贈与しかつ譲与したすべてのものを、朕は……永続的に譲与しかつ確認する…… *concedimus et perpetuo confirmamus …; quocumque Tibugis de Auraisca ……; donaverunt et concesserunt …… in civitate Auraisce tam intra quam extra et in toto eius tenimento vel in castris et eorum tenementis quocumque et ubicunque positis ad ipsos pertinentibus ……*」⁽⁴⁾

この証書でも、「いずこへまどこに位置するのであれ城塞に付属する支配領域において」の文言は、確かに直接的にはティブルギスがヨハネ騎士団に贈与した城塞の支配領域 *tenementa* のことを語っているが、しかしやはり、

一般的に城塞に支配領域が付属していることを示している。

(四) 城塞の付属物の記述が欠けている場合

この場合に、城塞は付属物ないしシャテルニーを欠いているのであろうか。このような事例は枚挙に暇がないが、例えば皇帝フリードリッヒ一世がアルル大司教にレガリアと所領を確認した一一五三年の証書がある。

【史料二二】(ブルグント)「・・・フォの城塞、アルバロンの城塞、ヴェルネグの城塞、アラインの城塞、モンドラゴンの城塞、サロンの城塞を、国王の権力に基づいて汝と汝の継承者たちに確認する・・・... castella de Fossis, de Albarone, de Aluernis, de Aualone, de Monte Draconis, de Salione, regia potestate tibi iisque successoribus confirmamus.....」⁽⁵⁾」。

この証書では、明らかに城塞の付属物の記述は見られない。ところが、皇帝フリードリッヒが同じアルル大司教にレガリアや所領を確認した一一六四年の証書では、同じ城塞について付属物が記述されているのである。

【史料二三】(ブルグント)「朕はさらに汝にトランクタイユ〔城塞〕の支配領域とフォ〔城塞〕の四分の一の持分とアルバロン〔城塞〕の四分の一の持分とサロン城塞、ヴェルネグの城塞、アラインの城塞、サン・シヤマの城塞、カステルヴェールの城塞、モルナの城塞、モンドラゴンの城塞、ニヨンの城塞、ヴァンソブルの城塞、ゲルヴァシウス修道院をそのすべての付属物と共に・・・確認する Confirmamus etiam tibi dominium de Trincatill(is) et quartam partem de Fosso et quartam de Albarone et castrum de Salione, castrum de Aluernico, de Aualone, castrum Sancti Amanti et castrum Vereum, castrum de Mornatio, castrum Montis Draconis, castrum de Nionnis, castrum de Unzobrio, ab-

batiam Sancti Genasii cum omnibus suis pertinentiis.....」⁽⁹⁾

この証書では、一一五三年の証書と比較して、皇帝によつて確認された城塞の数が六から一二へと増えた等々の違いがあるが、しかし一一五三年の証書に現れた六つの城塞について、明らかに、それらへの付属物が記されている。一一六四年の証書でこの六つの城塞に、新たに付属物が追加されたのか、それとも、これらの城塞が元来具えていた付属物が単に確認のために記されたのであろうか。我々は後者、つまり一一五三年の証書で、付属物は記述されなくとも、それは当然に城塞に付属する物として、敢えて省略されたものと考えたい。なぜなら、売買、質入、授封等の法律行為の際に、城塞の付属物を除外する場合には、その旨が極めて厳密かつ明確に証書に記述されるからである。レーゲンスブルク司教コンラート四世がバデレン Badern 城塞を、エルヴァンゲン Ellwangen 修道院長クローノーがメーレン Möhren 城塞を、相互に交換するのを確認した皇帝フリードリッヒ二世の一二一五年の証書がその明確な例である。

【史料二四】(ドイツ)「・・・バルデルン城塞は法律上レーゲンスブルク教会の自由財産であり、またメーレン城塞は同様に法律上エルヴァンゲン修道院の自由財産であつたので、レーゲンスブルク司教コンラートとエルヴァンゲン修道院長クローノーは・・・自分たちが上述の城塞のみについて、付属物を除いて、相互間で取引と交換を行うことを決断した。またこの交換は朕の面前で厳粛に行われた。さらに、バルデルン城塞のみが、すなわち城塞に通じる道路だけを例外として、従属民と収益というすべての付属物を除いて、法律上エルヴァンゲン修道院の自由財産となるものとし、またメーレン城塞のみが、城塞に通じる道路だけを例外として、同じく従属民と収益というすべての付属物を除いて、法律上レーゲンスブルク教会の自由財産となる、というようにしてである cum castrum Baldern fuisset iure proprietatis Ratisponensis ecclesie et castrum Mern fuisset simili modo iure proprietatis Ellewacensis ec-

clesie, placuit Chvnrado Ratisponensi episcopo et Chvnoni abbati Elewacensi, ut ipsi de predictis castris tantum preter attinencia inter se concambium facerent et commutationem. Et hec permutatio coram nobis sollempniter est celebrata, ita quod decetero castrum Baldern tantum, scilicet sine omnibus attinenciis hominum et reddituum, preter solam viam, que ducit ad castrum, sit Elewacensis ecclesie iure proprietatis et castrum Mern tantum, similiter sine omnibus attinenciis hominum et reddituum, preter solam viam, que ducit ad castrum, sit ecclesie Ratisponensis iure proprietatis.」(傍点＝筆者)。⁽⁷⁾

この証書では、道路以外の付属物を除いた城塞のみが交換の対象とされているが、このことを、「城塞のみ」と「付属物を除いて」の表現をそれぞれ三度繰り返すといふほど厳密に強調している。したがって、反対解釈をするならば、証書に「城塞のみ」ないし「付属物を除いて」の記述がない限り、単に城塞だけが記述されているとしても、付属物の記述が省略されているものと理解する必要があるということになる。「城塞の名称は、ヘルシャフトないし財産を同定する中枢部として把握されるべきであり、提喻 *pars pro toto* つまり部分で全体を表す表現法として、このヘルシャフトないし財産を代表している」という先に述べた J・フリードリヒスの見解、あるいは「城塞を示す名称はしばしばヘルシャフトと同義で使われた」とする H・エーブナーの見解は適切なものということになる。

(1) DF. I. Nr. 756.

(2) DF. I. Nr. 945.

(3) DF. I. Nr. 748.

(4) DF. II. Nr. 347.

(5) DF. I. Nr. 64.

(6) DF. I. Nr. 436.

九 結び

ドイツ、ブルグント、イタリアの三つの王国において、元来、付属物は司教都市、教会、修道院、礼拝堂、村落、国庫領、グルントヘルシャフト、水車等様々な主体物に付属する所領や支配権の権利の統一体として現れた。しかし、城塞が一一世紀以後本格的に登場した段階になると、付属物は城塞の周囲に位置する所領と支配権の権利との統一体、ないし城塞支配権 $\parallel$ 支配領域、シャテルニーとしても現れる。すでに五節(C)(3)で述べたH・エーブナーの指摘、つまり「ヘルシャフトの売却の際に、たいてい単に城塞の売却という表現が行われるか、「城塞を付属物と共に」の決まり文句が使われた。この場合に、ヘルシャフトは「付属物として」城塞に属した。両者(「城塞と付属物」は相互に不可分に結び付けられていた」という指摘もまた、正に「付属物」の用語が城塞に付属するヘルシャフト、換言すれば城塞支配権 $\parallel$ 支配領域、シャテルニーを意味することをあますことなく物語っているのである。また「城塞を付属物と共に」の記述が皇帝・国王証書や地域史の史料集において無数にいつてもいいほどに登場する。したがって、中世の神聖ローマ帝国に城塞支配権 $\parallel$ 支配領域(シャテルニー)が一般的に存在したと結論することが可能である。付属物の用語以外にも、シャテルニーを直接に意味する用語、例えば *dominium*、*tenementa* (*tenementum*, *sing.*) の用語の考察からも、我々はシャテルニーが一般的に存在したと結論することができる。さらに、証書史料において、これまた頻繁に単に城塞名だけが記述されている場合がある。この場合には、城塞が付属物を欠いているのではなく、城塞名だけですでに城塞のヘルシャフト、つまり城塞周囲の所領と支配権、つまりシャテルニーを表現しているものといわなければならない。「城塞を示す名称はしばしばヘルシャフトと同義で

使われた」という、やはりすでに五節(C)(3)で述べたH・エーブナーの指摘もまた、そのことを直截に表現するものである。⁽²⁾この点に関して、さらに「ゲルマン語の bugs は、元来、城塞と付属する定住地の全複合体を意味した」というW・シュレージンガーの見解、⁽³⁾あるいは「castrum の呼称もまた、本来、城塞と定住地を意味した」というM・ミテラウアー Mitterauer の見解もまた、⁽⁴⁾城塞名が単独でもすでに城塞のヘルシャフトを含意していたことを述べるものである。したがって、一一世紀以降の神聖ローマ帝国において城塞ヘルシャフトないしシャテルニーは一般的に存在した、と我々は結論することができる。次に、このような「付属物」の歴史的な意味について考察しておきたい。

一一世紀以降に城塞ヘルシャフトが成立するが、このことは、証書の中での付属物に関する記述が「城塞以外の様々な主体物並びに付属物」ないし「城塞以外の様々な主体物を付属物と共に」の形から、「城塞並びに城塞以外の様々な付属物」ないし「城塞を城塞以外の様々な付属物と共に」の形へと変化したことから読み取りうることである。この変化は、換言すれば、城塞が、例えばグルントヘルシャフト、領主館、司教都市、伯領、罰令区、裁判区、大公領、教会、礼拝堂等の第六節で述べた様々な主体物に取って代わり、これらの言わば城塞以前の主体物を付属物としつつ、自らそれらの主体物、つまり中心として登場するという意味をもつのである。それら城塞以前の主体物の中でも、グルントヘルシャフトが「所与の自然経済的諸前提の下で全文化的なまた政治的な生活のための豊かな構造をもつ基礎」、⁽⁵⁾「世俗並びに教会の指導階層にとつての経済的基礎」であると同時に「支配、教会及び文化の基礎」、⁽⁶⁾あるいは「政治社会組織の最も広範に普及した通常的な形式」⁽⁷⁾であつたために、ここで何よりも先ず言及すべきものであるといえよう。このように、グルントヘルシャフトが政治社会組織や支配組織の最も通常的な形式であつた以上、証書における記述が「グルントヘルシャフト並びに付属物」ないし「グルントヘルシャフトを付属物と共に」の形から、「城塞並びに様々な付属物」ないし「城塞を様々な付属物と共に」の形へと変化したこと

は、必然的に、現実の政治社会構造の転換を反映するものであることが想定される。城塞ヘルシャフトないしシャテルニーの登場という現象は、実際に、一一世紀以後の支配、政治、社会の大きな構造転換と密接に関連するものである。

先ず国制史の側面において、ごく簡単に言っても、シャテルニーの登場は貴族支配権の基礎が古来の領主館を中心とするグルントヘルシャフトから城塞を中心とするシャテルニーへ転換したことを意味する。このような転換をもたらしたのは、王権の弱体化のみならず、それ以前にすでに力のシステムの構造転換ないし封建化、つまり分権的な貴族権力による支配権形成または独立化の現象が進展していたことであつた。⁽⁸⁾一一世紀以後、貴族は所領と権利に穴を空けられた広範な散在状態を克服するために、纏まりをもつ所領の中核地帯と支配権の重心を創り出そうとする傾向を強めていった。⁽⁹⁾この点の発展では、イタリアとフランスが先行していた。貴族の所領と権利、あるいは支配権や身分を数世紀に互つて守ることができるのは城塞だけであり、この実体的な後ろ盾だけが、国王からの貴族の漸次的な独立化を可能なものにし、また領邦化 *Territorialisierung* の出発点となつた。領邦化の出発点となることを可能としたのは、城塞が、人間に対する従来の支配権を、土地に対する支配権に転換する比類のない手段であつたためである。⁽¹⁰⁾

定住史の側面では、多くの場合に防衛し易いという軍事的な考慮から、また特に身分相應の体面の維持（自己顕示）と貴族的な優越感情という理由から、貴族が平地の領主館を去り丘陵の堅固な石造の堂々たる城塞へその住居を移したこと（貴族の隔地）⁽¹¹⁾は、農村住民にとつて新たな貴族支配権の顕現 *Verherrschaftlichung* と感じられ、センセーショナルな出来事と映つた。⁽¹²⁾社会史的側面として、このような貴族の隔地は、城塞が貴族の姓となるという現象を生み出した。つまり、貴族の特徴をより詳細に表現するために、従来一語でしかなかった人名に城塞名が付け加えられ、貴族家系の命名の基礎とされるに至つた。⁽¹³⁾さらに貴族は城塞に継続的に居住することにより、数世代に

互つて城塞と継続的な關係を保ち、こうしてこの關係は貴族家系の氏族意識、自己了解、歴史意識を育んでいった。⁽¹⁴⁾

城塞は家族關係や親族關係を新たに形成するための客観的な基礎、あるいは貴族家系の觀念的な統合の中心となつた。城塞建設と共に、男系親的に規定された貴族家系の形成に帰着する系譜学的Ⅱ家族的な構造轉換が始まつたのである。⁽¹⁵⁾またシャテルニーの登場は經濟史的な轉換の過程、つまり、一世紀以降中世都市の勃興に伴い、貨幣經濟の進展と同時並行的に、自然經濟を前提とする古來の領主直營地型莊園制（經營グルントヘルシャフト）つまりヴイリカツイオン制の解体が始まり、農民による現物貢租と貨幣地代の提供を主な義務とする純粹莊園制（地代莊園制）に移行し始めるという現象と密接に関連する。⁽¹⁶⁾またしたがって、証書の中で、*curtis* (*cortis*)（グルントヘルシヤフト）が城塞の「付屬物」として現れる場合に、我々はこの *curtis* (*cortis*) とは解体途上のヴイリカツイオン、ないし新たな型のグルントヘルシヤフト、つまり純粹莊園（地代莊園）の意味に理解しなければならない筈である。城塞支配権ないしシャテルニーは、正にこの新たな段階のグルントヘルシヤフトに対応する貴族支配権の側面をもつのである。政治史の側面では、一〇世紀末期に南フランスで始まつた神の平和運動の刺激を受けて、一一世紀末期以後ドイツでも誓約共同体の理念を基礎とするラント平和運動が進展していったことが看過しえない。一二世紀初め以後、ラント平和運動はそれ以前の贖罪可能な高級裁判權を、現実に生命身体刑を科しうる実刑裁判權・流血裁判權へと轉換させる作用を及ぼした。⁽¹⁷⁾贖罪裁判權たる高級裁判權の流血裁判權への轉換により、裁判權の行使は「お上」(*Obrigkeit*)、つまり公權力が果たすべき任務となつた。⁽¹⁸⁾他方で、城塞の上に居住する貴族たる城主は、都市領主權のほかに、特に、高級裁判權と下級裁判權を行使し、これらの裁判權の中では他の何にも優つて流血罰令權ないし流血裁判權が優れて固有の支配權的諸權利ないし支配權であつた。⁽¹⁹⁾さらに、一二世紀中葉皇帝フリードリッヒ一世の時代に、あらゆる裁判權は支配者たる皇帝に由来するとする法律がロンカリアの帝國議會で作成された後には、流血裁判權であれ下級裁判權であれ、いずれにしても裁判權を行使する城主は、自身の支配權をますます公權

力として意識することになった筈である。⁽²⁰⁾ この関連でC・メクゼーパーは、城主にとって「帝国を具体化する階層の権力の一般的な分有を確信させることが重要であった」と述べて、城主が城塞から行使する自身の支配権、我々の言葉で言えばシャテルニー権力を、帝国権力の分有つまり公権力であると捉えていたことを指摘する。

こうして城塞支配権ないしシャテルニーは軍事権力、罰令権力（裁判権、森林罰令権、狩猟権、漁業権、関税徴収権等）、解体途上のヴィリカツイオンあるいは生成途上の純粹グルントヘルシャフト等からなる領域的支配権として成立した。シャテルニーはこのような国制史、定住史、社会史、経済史、政治史的な性格をもつ包括的な歴史的転換を反映するだけでなく、カロリング時代以来の支配配⁽²²⁾裁判構造の根本的な改造をも表現するものである。⁽²³⁾ したがって、それ自体としてシャテルニーを意味する城塞の「付属物」の用語は、このような歴史の大規模な構造転換を解き明かす暗号の意味をもつものといえることができる。さらに言えば、城塞を中核とするシャテルニーの発展は、国制史一般及び貴族の歴史と密接な関連に立ち、軍事権力、裁判権等の支配権が一層広範に貴族階層へ移行し、かくして貴族権力の地位が強化されるという帰結をもたらした。要するに、シャテルニーの発展は支配権の破滅的に進展する分裂、ないし政治権力の分権主義的な発展、他方ではまた中世盛期の貴族の力と栄光を特徴的に示すものである。⁽²⁴⁾ したがって、城塞の「付属物」の用語はまた、このような歴史的諸関連と発展を示す指標なのである。

最後に、この中世盛期のシャテルニーと中世後期ドイツの領国の地方行政組織アムト Amt との関連に簡単に言及し、併せて若干の展望を述べて、この小稿を閉じることにはしたい。王権の弱体化、これと同時に平行的に貴族への支配権の移動という歴史の発展の一つの帰結として、一三世紀以後帝国諸侯等の高級貴族による領国の発展が始まり、一四世紀以後この発展の延長線上で領国の地方行政区アムトが創り出される。このアムトの中核を構成したのは、しばしば城塞であった。⁽²⁵⁾ すでに五節（B）で付随的に見たように、南西ドイツ、南東ドイツ（バイエルン・オーストリア法領域）、中東ドイツ、北部ドイツ、北西ドイツ、西部ドイツ、つまりドイツのほぼ全領域で、領国の地方

行政区がやはり「付属物」として現れた。⁽²⁶⁾このような地方行政区は城塞の「付属物」である以上、城塞の周囲に横

たわる支配区である筈である。ここから我々は、大空位時代の動乱期を通じて一層その権力を伸長させ皇帝・国王から相対的に独立的な領国を構築していった高級貴族は、すでに同じく城塞の周囲に形成していた城塞支配権⁽²⁷⁾シヤテルニーに依拠しこれを拡大し再編成しつつ、領国の地方行政区を設置していった、と高度の蓋然性をもつて想定することができる。城塞区⁽²⁷⁾シヤテルニーが、城塞司令官を長とするランデスヘルの地方行政区たるラント裁判区へ発展していったとする、南東ドイツ(バイエルン⁽²⁷⁾オーストリア法領域)に関する上述のH・フォン・ヴォルテリーニの指摘、あるいは城塞の付属物がアムトの土台を構成したとする、ブランデンブルク辺境伯領に関するW・ポデールの指摘は、この想定を支持するものと言わなければならない。⁽²⁸⁾これまでの考察から、我々はドイツに関して、領主直管地を具え領主館を中心とするグルントヘルシャフト(ヴィリカツィオン制)から、城塞を中心としその周囲に形成された城塞区⁽²⁷⁾シヤテルニー制を通じて、この城塞区⁽²⁷⁾シヤテルニー制を基礎としつつ構築された領国ないしランデスヘルシャフトの地方行政区アムトへの発展線を展望しかつ構想することができる。いずれにしても、この問題は、後日稿を改めて論じることにはしたい。

(1) 上述七〇頁。

(2) 上述七〇頁。

(3) W. Schlesinger, *Burg und Stadt, Aus Verfassungs- und Landesgeschichte* (Festschrift für Theodor Mayer) 1, 1954, S. 97ff. hier besonders S. 150=Ders., *Beiträge zur deutschen Verfassungsgeschichte des Mittelalters* 2, 1965, S. 92ff. hier besonders S. 147, 30, 32 M. Mitterauer, *Herrenburg und Burgstadt*, in: *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte*, Bd. 36, 1973, S. 470 ^{参照}。

(4) M. Mitterauer, *Herrenburg und Burgstadt*, S. 518.

(5) F. Lütge, *Geschichte der deutschen Agrarverfassung vom frühen Mittelalter bis zum 19. Jahrhundert*, 1963 (Deutsche Agrargeschichte, hrsg. von G. Franz,

- III), S. 44.
- (9) W. Rösener, Agrarwirtschaft, Agrarverfassung und ländliche Gesellschaft im Mittelalter (Enzyklopedie deutscher Geschichte, Bd. 13, hrsg. Lothar Gail, Bd. 13), 1992, S. 7.
- (7) D. Willoweit, Deutsche Verfassungsgeschichte, 6. Aufl., 2009, S. 41.
- (8) H.-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 320.
- (9) Th. Bittler, Die Adelsburg in Deutschland. Entstehung-Gestalt-Bedeutung, 2. Aufl., 1998, S. 52.
- (10) D. Kerber, Die Burg als Element des Landesbaus, in: Burgen in Mitteleuropa, Bd. II, S. 72.
- (11) ハルツェンブルク H. W. Böhme, Der hochmittelalterliche Burgenbau. Burgen vom 10. bis Mitte des 12. Jahrhunderts, in: Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 57, 61f. 参照。
- (12) H.-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 300; W. Rösener, Adel und Burg im Mittelalter. Fragen zum Verhältnis von Adel und Burg aus kulturhistorischer Sicht, in: Zeitschrift des Geschichts des Oberheims, 150. Band (Der neuen Folge 111. Band), hrsg. von Kommission für geschichtliche Landeskunde in Baden-Württemberg, 2002, S. 96f.
- (13) H. Ebner, Die Burg als Forschungsproblem, S. 41 ff.; H. K. Schulze, Grundstrukturen der Verfassung, Bd. II, S. 102, 125 (上巻十葉外訳) 一一三頁上段 一三三頁上段) : Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 75 (links).
- (14) H. Patze, Die Burgen in Verfassung und Recht, S. 428 f.; Burgen in Mitteleuropa, Bd. I, S. 75; R. Sprandel, Verfassung und Gesellschaft im Mittelalter, S. 159 ff.
- (15) H.-M. Maurer, Die Entstehung der hochmittelalterlichen Adelsburg, S. 321.
- (16) 一世紀以降、城塞の登場によって貴族支配権が質的に変化したことで、及び農民の主な義務が直當地労働から現物貢租と貨幣地代の提供へと転換していったことが、D. Willoweit, Deutsche Verfassungsgeschichte, S. 83、ウイリカッティオン制の解体と純粹莊園制への移行について、参照。F. Lütge, Deutsche Sozial- und Wirtschaftsgeschichte. Ein Überblick. Nachdruck der dritten Auflage, 1979, S. 126; W. Rösener, Agrarwirtschaft, Agrarverfassung und ländliche Gesellschaft, S. 22f. 参照。
- (17) H. Hirsch, Die hohe Gerichtsbarkeit im deutschen Mittelalter, 2., unveränderte Auflage mit einem Nachwort von Theodor Mayer, 1958, S. 139, 148f., 151 (ハンス・ビルシュ著、若曾根健治訳「中世ドイツにおける高級裁判権」第三版(一)「熊本法学」一〇六号、一〇〇四年、六四、七四、一七五、八〇頁), S. 167 (同第一版(一))「熊本法学」一〇七号、一〇〇五年、一七九頁) ; R. Sprandel, Verfassung und Gesellschaft im Mittelalter, S. 129.

